

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (18. 2 定)			
日 時	平成 18 年 6 月 20 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、高橋副委員長、山田・小前・菊地・大橋・前田・ 横田・佐々木(茂)・山口・北野・佐藤 各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・市民・福祉・環境・教育各部長、 総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長、 収入役職務代理者(会計室長) ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小前委員、山口委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。森井委員が大橋委員に、斎藤博行委員が山口委員に、古沢委員が北野委員に、大竹委員が前田委員に、秋山委員が佐藤委員にそれぞれ交代をいたしております。

この際、資料要求があれば申し出願います。

北野委員。

北野委員

消防団長の選出基準・退任基準の資料要求について

理事会でも申し上げましたけれども、小樽市消防団の団長の選出基準、退任基準、これは市長が消防団の推薦を受けて任命するということになっています。小樽市消防団条例でも明らかなように、出勤手当はもとより、年額ではありますが、団員は2万数千円から、団長が7万円台まで支給されている。それから、退職金の規定もあるわけです。公金が注がれているというときに、その消防団長の選出基準、退任基準が資料として出ないというのは納得できないのです。どういうわけで出せないのでしょうか。

（消防）総務課長

消防団長の選出、解任の基準ということでございますけれども、消防団員の任用につきましては、小樽市消防団条例第3条、それから降任又は解職の基準につきましては、第4条で定めてございますけれども、消防団長の選出、解任の基準というものは特に定めてございませんので、提示できないというものでございます。

北野委員

そうしたら、出せないというのは、ないということなのですか。今の話では、選出基準はないということで理解していいのですか。

（消防）総務課長

そのとおりでございます。

北野委員

選出基準がないので、消防団はそうしたら、どうやって市長に推薦するのか。市長が任命するということは、消防団条例で定められているのです。それなのに、消防団の方でだれを市長に推薦するか、基準が何も無い。どうやって今まで消防団長を市長に推薦してきたのですか。

（消防）総務課長

消防団長の推薦につきましては、消防組織法第15条の5におきまして、消防団の推薦に基づき、市町村長が任命するということになっております。消防団におきましては、本市におきましてもこのようなやり方をしております。実際には分団長会議等を開催いたしまして、推薦者を決定して、市長に推薦状を提出するというところでございます。

北野委員

いや、そうしたら、推薦基準はあるのでしょうか。分団長以上の人が集まって、この方を次期の消防団長に市長に推薦する。そうしたら、決まりはあるということでしょう。さっきの話と違いますよ。そういう決まりがあるのなら、出してください。分団長以上の協議で決めて推薦すると、今答えられましたよね。そうしたら、あるということなのですから、先ほどの答弁は違うから、資料として出してください。

（消防）総務課長

消防組織法ということであれば、提出できるのでございますけれども、分団長以上の中で決めるというようなことについては、特に定めはございません。

北野委員

いや、ちょっと答弁をきちんと整理して言ってください。消防組織法では、消防本部総務課長から言われなくても、きちんと例規集に載っています。だから、消防団の推薦を受けて、市町村長が任命する。それは消防組織法で決められているわけで、それはわかりますから。しからばその前段で、消防団としてだれを市長に推薦するかという推薦の基準の資料を提出してくださいと言っているわけですから。私が言っているのは、それだけです、退任の基準と。

消防本部長

消防団長の推薦方法につきましては、今、消防本部総務課長が話しましたけれども、消防組織法第15条の5にありますけれども、推薦方法については、特に明文化された規定はございません。ただ、前回の推薦につきましては、そういったような方法をとりましたけれども、その方法については、どのような方法でも消防団の意思が反映されればよいというようなことであります。

北野委員

公金が支出されている組織で、そんないいかげんな話というのはないと思う。それぞれの市町村の消防団に一任されているというのであれば、それは何の法令に基づいて消防団でやられているのか。では、それを受けて、消防団ではどういう決まりでもって消防団長を推薦して、市長に推薦するのか、そこのところを知りたいというのです。公金をいただいているからでしょう。退職金もあるのです。出勤すれば、6,000幾ら、消防団長にはきちんと出勤手当が出るのです。そういう方が市長の任命を受けるのに、消防団として推薦の基準がないというのは、おかしいのではないかというふうに思うのです。だから、私はこの推薦の基準、どういうことでもいいですから、あるのであれば出していただきたいというふうをお願いしているのです。退任の基準についてもそうです。決まりがないのだったら、そのときの状況でどうにでも変わるわけです。そんないいかげんなことは、私はやっていないと思うから、基準があると思うから、それを資料として提出してくださいと。その消防組織法とか、条例とか、その他いろいろありますから、それを私も昨日改めて勉強させていただきました。その上での資料要求ですから。

消防長

今の推薦をするなら推薦するに当たっての推薦の仕方、またその他定石的なものについての取決めでございますけれども、今、答弁で言ったような形で、具体的にどういう形で、どういう手続をもって推薦をするかという部分についての整理されたものは、現在ございません。ただ、委員が御指摘のように消防団というのは、ここにも位置づけされ、また社会的にも大きな立場にある組織でもございます。また、そういう重責を担う団長を推薦するときに、し意的なものも入るといことも好ましくございませんし、今後やはりそういうものについての手続的なもの、またそれをきちんと明文化する。自主的には、消防団の分団長会議ということで従来もやられているようすけれども、そのあたりがきちんと整理されたものがございませんので、それについては、今後そういうものについて整理をする方向で対応していきたいと思っております。

北野委員

それは、消防長が答える話ではないです。任命権者の市長が自分で任命するのだから、この任命に当たって適切に選出されているかどうかは、市長自身が吟味しなければならないですから。これは後で市長を呼んでいますから、質問の方で。今おっしゃられたことは消防長の意見でしょうけれども、市長の判断でやることです。だから、その時々、し意的なことがないようにこれから考えるというから、消防長は、今までそういうことがあったということ暗に認めたということなのです。

だから、資料要求にかかわるので、戦後森さんとか、見延庄一郎さんとか、北秀太郎さん、それから最近では松川昌弘さん、現在は佐々木政美さん。だから、森さんとか、見延さん、北さん、松川さん、佐々木さんが就任したときに、どういう基準で消防団では市長に推薦したのか。それから、佐々木さん以前、松川さん以前の方、退任するときはどういう理由で退任したのか、承知していれば述べてください。資料提出にもかかわる、根幹にかかわることですから。

（消防）村岡主幹

昭和31年から昭和46年まで、消防団長として在任しておりました北秀太郎さんにつきましては、分団長会議において選出されたと聞いております。この方につきましては、昭和46年死亡退職ということで、退職をされております。

その後の昭和46年から昭和59年まで、消防団長を務めておられました松川昌弘さんにつきましては、同じく分団長会議において選出されております。この方につきましても、死亡退職ということで退職され、その後、現在の佐々木団長が消防団長に就任されたということでございます。

北野委員

そうしたら、消防団長会議で推薦するというふうになっているということだけれども、それでもそういう決まりはないのだね。けれども、それだって、今、主幹がお答えになったけれども、北秀太郎さんは昭和31年から昭和46年まででしょう。そのときに、そういう話で分団長会議で推薦したという証拠なんかないでしょう。主幹は奉職していたのかな。だから、記録はないというふうに、私の事前の要求に対して、記録がないからわからないという消防団担当の方の話でした、記録がないと。だから、高齢の消防団の幹部に聞いて、その記憶で主幹が答えているということしかないのです。消防団には、証拠はない。文書は一切ないと言っているのだから。だから、今聞いていたら、死亡しなかったら退任にはならないのでしょうか。

ちょっとそれも見解が違うのだ。だから、佐々木さんももう22年もおやりになっている。

ずっと健康だし。だから、解任の基準もないというのは、ちょっとおかしいのだ。だから、これについては記録がないのだから、あなた方が聞いていますとか、そんな無責任な答弁というのはだめなのです。文書が何もないので。人の話なんていうのは当てにならないと、あなた方が常々言うでしょう。だから、これについては、先ほど消防長が答えられましたけれども、資料がないと、推薦の基準はないということだけははっきりしたし、最近では亡くなるまで退任はないのだというようになっているみたいですから、公金が支出されている組織において、そんないいかげんなことがやられていいのかということなのです。だから、これは任命権者ですから、市長にも聞きたいと思いますから、資料要求にかかわってはあまり時間をとるわけにいきませんから、この程度にしておきますけれども、極めて不可解な、霧の中に包まれた推薦した経緯だと思うのです。それを市長が今まで任命してきたというの、ちょっと市長の責任にも属する問題だというふうに思います。

委員長

ただいま、いいですか、やりとり聞いていまして、消防長がこれからその整理、明文化していく方向ということをおっしゃられていますから、その方向に向けて、よろしいですか。

消防長

消防団の活動というものは、先ほど言いましたような社会的な位置づけもございまして、また体を張ってという活動内容がございまして、また担っていただいている重責からも、私どもの方では、今、年齢等については、これは私どもだけで決めるということではございませんけれども、年齢等については一定のやはりルールというのもの。

（「いやいや、そんなこと何も私は質問していないのだから、資料要求なのだから。年齢のことで語らなくてもいいです。それは質問で聞きますから」と呼ぶ者あり）

そういうようなことも含めて、今後、課題ということで検討していきたいというふうに思っております。

委員長

それでは、付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

小前委員

障害者自立支援法について

障害者自立支援法についてお伺いいたします。

まず、市内の身体障害者、知的障害者、精神障害者の数をお教えいただきたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

3 障害の数ということですが、今年の 5 月 1 日現在の手帳の交付者数ということで答えさせていただきたいと思います。身体障害につきましては 7,515 名、知的障害につきましては 905 名、精神障害につきましては 361 名、合計で 8,781 名でございます。

小前委員

市内にあるこの方たちを受け入れている施設は、幾つありますか。

（福祉）地域福祉課長

障害を持っていらっしゃる方々へのサービス提供ということでの施設の数でございます。

身体障害の方の入所施設としては 2 か所、知的障害の方の入所施設として 3 か所、入所施設としては合計 5 か所です。それから、身体障害者の通所施設としては 1 か所、知的障害者の通所の施設としては 10 か所、通所は合わせて 11 か所となっております。

入所、通所合わせますと、16 か所ということになっております。

小前委員

ここに入っている入所者と通所者の数を教えていただきたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

今申し上げました施設に入っている数ということですが、市外からの利用者もいらっしゃるのですが、それについてはちょっと押さえておりませんので、今申し上げました施設を利用している小樽市の障害を持っていらっしゃる方ということで答えさせていただきます。

身体の入所施設では 24 名、知的の入所施設では 84 名の合計 108 名です。

通所につきましては、身体で 18 名、知的で 166 名、合わせまして 184 名となっております。

小前委員

その中の、授産施設ではどんなお仕事をしているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

授産施設につきまして、その仕事の内容ということですが、身体障害者の授産施設、入所、通所、同じ法人でやっておりますけれども、こちらではクリーニング、印刷、それから電気ヒューズの製造とか、電気メーターの組立て、それから校正などを行っております。

知的障害者の授産施設につきましては、園芸、それからガラス工芸、木工、クラフト、製パン、手づくり石けん、織物などとなっております。

また、現在の枠組みの中で、支援費制度等の対象外となっております精神障害の方の授産施設というのがありますが、ちなみに、こちらの授産施設では木工とか、クラフトとか、園芸などをやっているように聞いております。

小前委員

今までは国が 2 分の 1 で、あとは市が 2 分の 1 の負担金だったのが、このたびの改定で、国が 2 分の 1 で、道が 4 分の 1、市が 4 分の 1 になって、小樽市の支出が 2 億円減った結果になりますけれども、これから考えられる事業計画について教えていただきたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

この後、10 月 1 日から障害者自立支援法が本格施行になるということで、それに合わせまして新たな事業展開もしていかなければならないこととなります。それで、障害者自立支援法の下で、自立支援給付と言われている今委員がおっしゃいました 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 の割合で負担していくものにつきましては、今後、介護給付費の中では、療養介護、生活介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、共同生活介護などを予算計上していくことになるかと思っております。

もう一つ、障害者自立支援法の中で、地域生活支援事業ということで、市が行う事業と位置づけられているものがあります。これにつきましては、負担金という形ではなくて、補助金の形になります。補助金の負担割合につきましては、同じように、国 2 分の 1、道 4 分の 1、市 4 分の 1 という形になっておりますけれども、これにつきましては、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、地域活動支援センター事業、福祉ホーム事業、生活サポート事業などについて、これを今後委託することになるであろう法人などとも相談しながら事業を決定し、予算計上していく形になるかと思っております。

小前委員

障害者の負担金の増減について

次に、障害者の負担金の増減についてお伺いしたいと思います。サービスには、施設サービスと居宅サービスと二つがあるということがわかりましたので、現在の利用者の中で平均的な例を示していただいて、負担金の割合を教えてくださいたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

平均的と申しますか、標準的と申しますか、国が示したモデルケースというものがありますので、それに基づいて話をさせていただきます。施設サービスの例といたしまして、身体障害者の療護施設に入所した場合、事業費としましては、平均的に言いますと約 33 万 8,000 円と言われております。この場合、低所得 1 で障害基礎年金 2 級を受けられている方の場合、これまでは自己負担額 1 万 9,000 円でした。これが新しい制度になりますと、個別減免と食費の方の補足給付が適用されますと、自己負担の 1 万 9,000 円が 4 万 1,000 円となります。低所得 2 で、障害基礎年金 1 級を受けられている方の場合ですと、これまでは自己負担 3 万 4,100 円だったものが、同じように個別減免と補足給付が適用されますと、5 万 6,499 円となります。一般の方につきましては、これまでは負担上限額とされておりました 9 万 6,000 円だったものが、新しい制度の下では、定率負担の 3 万 3,800 円と食費等の 5 万 8,000 円、合計 9 万 1,800 円となります。

同じく施設なのですけれども、ただいま申し上げましたのは入所の例でして、知的障害者更生施設、通所の例で申し上げます。この場合、通所施設を 22 日間利用したと仮定したケースであります。事業費は、平均的な事業費として 14 万 9,000 円。それで、低所得 1、低所得 2 の方は、これまでは自己負担は、かかっておりませんでした。これが新しい制度の下では、社会福祉法人減免の適用と食費の件費を除くという経過措置がありますので、その結果といたしまして、自己負担は 1 万 2,560 円となります。一般の方につきましては、これまでは負担上限額とされております 2 万 6,500 円だったのが、定率負担が 1 万 4,900 円と食費の 1 万 4,300 円の合計 2 万 9,200 円となります。

もう一つ、居宅サービスの例でありますけれども、居宅サービスのうち、一般的なホームヘルプサービスを利用した場合ということで話をさせていただきます。この場合の仮定といたしましては、1 か月のサービス利用時間 125 時間ということで、約 22 万円の事業費ということで試算したケースであります。この場合、低所得 1 の方は、これ

までは負担ゼロ円だったものが、社会福祉法人減免を適用しますと、新しい制度では7,500円となります。低所得 2 の方は、同じようにゼロ円だったものが、社会福祉法人減免を適用すると、1 万2,300円となります。一般の方につきましては、これまでは応能負担ということで、ホームヘルプサービスの場合は上限額が定まっていないということで、700円から全額負担する方までいらっしまったというケースです。これが新しい制度では、定率 1 割の 2 万 2,000円というふうになるということで、モデルケースとして示されております。

小前委員

在宅の方はかなりの負担増になるということがよくわかりましたけれども、この制度の中で、軽減策としてはどのようなものが考えられているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

軽減策の概要について話します。

まず、第 1 点目といたしましては、利用者負担の負担上限月額ということで、1 か月の利用額の上限額が決まっております。これにつきましては、生活保護世帯の場合、負担なしです。それから、市民税非課税の世帯で収入が 80 万円以下、いわゆる低所得 1 の場合ですけれども、この場合は 1 か月 1 万5,000円が上限となっております。市民税非課税で収入が 80 万円以上の世帯、いわゆる低所得 2 の世帯ですけれども、これにつきましては、2 万4,600円が上限となっております。一般世帯については、3 万7,200円が上限となっております。

そのほかに、個々の軽減策といたしまして幾つかあるのですけれども、例えば個別減免という制度では、グループホームの入居者あるいは 20 歳以上の施設の入所者で低所得 1 又は低所得 2 の方で、この方が所有する資産が 350 万円以下の場合につきましては、この方の収入月額が 6 万6,667円以下の場合、この場合につきましては、負担額はゼロ円となります。6 万6,667円を超えますと、その収入の種類ですとか、超えた額によって変わってくるのですけれども、超える額の約 15 パーセント又は 50 パーセントの自己負担という形になります。

次に、社会福祉法人等の減免につきましては、法人の方がこの制度を適用しますということで、道の方に申請するということが前提になっているのですけれども、この場合、低所得 1 又は低所得 2 の方が単身世帯と仮定しますと、収入が 150 万円以下で預貯金が 350 万円以下の場合、この場合につきましては、居宅介護の利用者又は 20 歳未満の施設入所の方は、負担上限の月額が半分にになります。通所施設又はデイサービスを利用する場合、この場合につきましては、負担上限額は 7,500円となります。それから、施設入所の方につきましては、これまでの支援費制度の中では、施設支援ということで一括食費等も含まれておりましたけれども、今度の制度の下では、食費等が自己負担になるということから、食費等の負担軽減策というのがございます。これにつきましては、現在まだ新しい 10 月 1 日からの施行の制度に移っておりませんので、障害者自立支援法ではなく、現在は身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法ということで実施しているわけですけれども、食費等の基準費用額というのは 5 万8,000円というふうになっております。これに対しまして、収入月額が 6 万6,667円以下で、その方が 19 歳から 59 歳の年齢で低所得 1 又は低所得 2 の場合は、この 6 万6,667円から 2 万5,000円を控除した額が自己負担の額となっております。この制度につきましては、年齢とか収入月額が 6 万6,667円を超える場合などによりまして、控除額とか、算出の計算式が異なってきますので、詳しくはあれですけれども、共通するケースとしては、今申し上げたとおりでございます。

生活保護世帯につきましては、最低の負担額ということで、2 万2,000円。この制度というのは、よく言われますのは、手元に 2 万5,000円残してということが、よくありますけれども、今申し上げた制度がその部分でございます。

小前委員

ある施設では、入所者が 52 人いて、1 次判定では 49 人に通所への変更がなされたという話を聞いております。トイレとふろが一人で入れる人はすべて通所という、こういうシステムになりましたそうで、そうすると 3 人しか残らないという結果になるのですけれども、その施設の経営はどうなっていくのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

今の、御質問ですけれども、多くの入所者が退所にならざるを得ないというお話かと思えますけれども、これにつきましては、施設側が1次判定で使うソフトを手に入れまして、独自に施設側が現在の入所者についてやってみた試算といえますか、テストケースとしてやってみた結果、そういうふうになるという話は伺っております。ただ、実際の障害程度の区分というのは、この1次判定につきましては、認定調査員という者が実際に回りにまして、障害者とお会いしまして、調査項目に丸をつけていきますとか、そういう形でやります。それをコンピュータで1次判定ということでやるわけですけれども、その後2次判定ということで認定審査会というのを開きまして、医師の意見書とかを基に2次判定をやります。その結果で実際の障害程度の区分というのが決定するという流れになっておりますので、現在五十何人のうち、四十何人が対象とかというふうにはならないかと考えます。

それともう一つ、この制度を新しい制度に移行するのに5年間の経過期間というのがございますので、施設がすぐ新しい制度に移行するのかどうかということについても、まだはっきりしない部分がございます。ただ、一般的に言われていますし、私も施設の方から聞いている中では、これまで支援費では月額で算出していたものが、日割りでの算出になるとか、それに伴いまして事務量というのですか、今まで1人の方が1か月という計算だったのが、一人一人の方について何日間利用したとかということを経算しなければならぬので、そういうことで事務量が非常に多くなっている。そういった意味で施設側が大変だという話は伺っております。ということで、施設側もそういういつ移行していくのかとか、そういうことを自分のところの経営状況を踏まえながら検討していくことになるのではないかとこのふうには考えております。

小前委員

この施設では、60歳以上の人が22人も入居しているそうですし、最高齢の69歳の人は40年以上も入所しているというお話でございましたから、そういう人たちが通所できるのかとか、それから車いすの方もいらっしゃいましたので、こんな小樽の冬でそういう方が通所できるのかというような問題もございまして、それで、障害者自立支援法を安易な受入れ方をすると、生活保護受給者を増やす結果にならないのかと私は危惧するのですけれども、そちらの心配はないのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

まず、生活保護を受ける方が増えるのではないかとこの御心配の御質問なのですけれども、障害者自立支援法によって生活保護受給者が増えるということであれば、本末転倒と申しましょうか、あってはならないことだという考え方の中で、生活保護を申請した方が障害者自立支援法のサービスを受けるといような場合に、自己負担の上限額とか、今申し上げました軽減策などについて、その人が一般の方で、障害者自立支援法のサービスを受けて自己負担を払うということになると生活保護になってしまうといような場合には、低所得2の自己負担の上限額まで下げます。それでもまだ生活保護を受けなければならないということだと、低所得1まで下げますとかそういうことで、生活保護受給者にならないようにということでの制度の中の配慮といえますか、そういう制度が設けられているところであります。

小前委員

よろしく申し上げます。

美深町では、授産施設に入所していた人が、5年間の経過措置があるとはいっても、施設の人が出なければいけないという話をしたら、その翌日、川に入って自殺したという例もございまして、障害者自立支援法の目的は、サービスの費用を平等にみんなで分担し合おうということなのでしょうけれども、障害者という弱い立場にある方々はどんなにかこの制度に対する不安感が大きいと思えますので、早く安心させてあげることが必要だと思いますし、それからまた、必要なサービスを必要なときに受けられるようにしていただきますようお願い申し上げたいと思います。

最後に、この制度について、福祉部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

福祉部長

今、障害者自立支援法について、お話がございましたけれども、初めにこの障害者自立支援法、これまでの障害者の皆様の措置制度を支援する制度としては措置制度、そしてこれまでの支援費制度にかわるこの障害者自立支援法、今お話にありましたとおり、この三つの障害、今までそれぞれ精神、知的、身体というふうにそれぞれの障害に応じたそういった制度を三つ共通の制度、そして共通のサービスを受けられるようにとか、そういった法律になった。それとあわせてやはり定率負担、いわゆる応能から応益という考え方で、それもこの法律の中にあることから、利用者の皆さん、それとやはりこれまで障害のある方のいろいろな支援をしてきた施設相互にとって、大きな制度の改正と言えると思います。そういったことで、これまでも障害のある方のさまざまな悩みとか相談、これについても私どもは、いろいろ御相談に応じてきたわけで、そういったこととあわせて、施設側の 5 年間の経過措置で、今後どうしていったらいいかというさまざまな問題がございます。そういった部分も、私どもこれからとりあえずやっていくかということは、施設側とも十分相談しながら、そしてこの法律が目指すもの、やはり障害者の皆さんが必要なサービスを受けることが今後継続してできるということを大前提に据えてございますので、そういった部分を十分踏まえながら、私たちも努力していきたいと、そういうふうに考えています。

佐々木（茂）委員

学校施設のバリアフリー化について

学校施設のバリアフリー化についてであります。平成16年3月に、学校施設のバリアフリー化を一層推進するために、「学校施設バリアフリー化推進指針」が出たと思います。それで、この事例集を教育委員会に配布したということがうたわれております。本市においての学校施設、児童・生徒が支障なく学校生活を送ることが何より大事なことだと思いますが、例えばこのバリアフリー化に基づいたスロープとか、障害者用のトイレ、またエレベータ等のバリアフリー化ということが求められているのではないかと思います。本市においてはどのような取組をされていますか。

（教育）総務管理課長

学校施設のバリアフリー化の御質問でありますけれども、確かに平成16年3月に、文部科学省の方から、「学校施設バリアフリー化推進指針」が提出されております。それに基づきました小樽市の場合ですけれども、おとし、菁園中学校につきましては、その基準に合わせましてバリアフリー化といいますが、玄関に入ってくる部分のスロープは設置しておりますけれども、その他の学校につきましては、最近、車いすなどを利用する肢体の不自由な方が入学してきますので、その都度玄関前のスロープの設置とか、トイレの改修など、適宜に実施しているという状況にあります。

佐々木（茂）委員

新しく建ったところは、当然にそういった改善ができるのかなというふうに思います。それで、本市において、小学校で例えば障害者の受入れを現在行っているところはどの学校でしょうか。

（教育）総務管理課長

小学校につきましては、今までその都度、状況に応じてやってきてはいますが、現在すべてやり終わったといいますが、やっている学校につきましては、スロープとか、障害者のトイレとかをやっているのは、小学校で15校ございます。

また、中学校につきましては5校に設置しております。

佐々木（茂）委員

小学校で、稲穂小学校の場合が、さっき一応特別障害者の受入れ校だというふうに認識しておりましたけれども、

その辺のところはいかがなんでしょうか。

（教育）総務管理課長

稲穂小学校につきましては、特段学校施設そのもの、特学といいますが、そういうものをしているというものはなくて、複合施設としてありますので、そちらの方からスロープを設置して、例えば車いすが来た場合については、2階まで行けるように設置していますし、1階と2階を結ぶエレベータは設置しております。

佐々木（茂）委員

学校施設の天井の高さについて

次に、教室等の室内環境のあり方、天井の高さを中心にしてということで、平成18年1月、「教室等の良好な室内環境を確保するための留意事項」という形の取りまとめになって、これも教育委員会に通知が来ていると思います。これらの関連で、教室の高さ、今までどういうふうな形であったものが最低基準の廃止によりどのように変わったのか。

（教育）総務管理課長

学校施設の天井の高さにつきましては、昨年の11月に建築基準法施行令の一部改正が行われまして、学校の天井の高さに係る特例ということで、3メートル以上であったものがこの部分が廃止され、すべて2.1メートル以上に改正されております。これまで小樽市の教室につきましては、最低基準といいますが、その3メートルを確保しているという状況になっております。

佐々木（茂）委員

この2.1メートルですか、3メートルの基準を廃止して、これは小樽市では全校がそういうふうな形になったということですか。

（教育）総務管理課長

今までの基準でありますと、3メートル以上でありましたので、菁園中学校が平成15年ごろに建っておりますので、すべて3メートル以上になっております。ただ、その他、準備室とか、トイレとか、そういう部分につきましては、3メートルを確保していない部分もありますけれども、今後、建築等に当たりましては、一般的には2.1メートル以上の基準を遵守しますけれども、また教育環境等がありますので、適宜それに対応していくという形になるかと思えます。

佐々木（茂）委員

消防団について

次に、消防団の関係で一つお伺いします。先般ちょうどいしました小樽市消防長期構想、この中で、消防団のことについて触れておりました。昨今、消防団の団員のいわゆる入団不足というのでしょうか、消防団員の減少という形にかんがみて、任用の年齢の見直し、それから女性団員の増員、そしてまた町会、事業所などに働きかけをして、消防団員の入団促進に積極的に取り組むというふうな項目がございました。これについてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

（消防）村岡主幹

消防団員の入団促進、任用の見直し、女性消防団員の御質問でございますけれども、消防団員の入団促進につきましては、従来から本消防団員、個人的な人間関係や地域町内会の働きかけによって入団を進めてきております。しかし、本市の人口減、住民の意識変化、サラリーマン団員の増加により、増員がなかなか難しくなっている状況から、従来の募集方法に加えて、本年3月から、大学、短大、大学校や市内の企業へ、消防団員募集の働きかけを行っております。大学等への学生、消防団員入団の取組につきましては、3月から小樽商科大学、北海道職業能力開発大学校、小樽短期大学を訪問し、在籍学生の消防団入団について説明し、学内にポスター掲示、学生の多く集まる掲示スペース、食堂等にパンフレットの配置を依頼しております。北海道薬科大学につきましては、担当

者に要請し、ポスター・パンフレット等を郵送して、掲示を依頼しているところでございます。また、市内の企業への消防団入団促進の取組につきましては、市内在住者が多く、若手の社員、従業員が多く在籍をしていると思われる市内24の企業を訪問し、総務人事担当者に会い、所属社員、従業員等への消防団加入促進について説明し、社内にポスター掲示依頼、パンフレット等配布を依頼してきたところでございます。

二つ目、職員の任用年齢の見直しにつきましては、小樽市消防団条例によりまして、18歳から50歳までが消防団員の任用となっております。現在、消防団員の減員が多くなっておりますことから、この50歳の入団枠を引き上げることにつきましても、これから消防団当局とも協議を進めながら考えてまいりたいというふうに考えております。

最後に、女性消防団員の活動につきましては、平成2年に女性消防団員制度を導入いたしまして、それから今日に至りますまで、市内の防火活動、火災予防広報活動等を中心に、現在62名の女性消防団員が春・秋の火災予防期間中に消防職員と一緒に又は別個に高齢者のお宅を訪問したり、長崎屋におきましての火災予防広報フェア等に出席をしていただいて、広報活動を進めてきているところでございます。今後につきましても、女性消防団員も含めて、増員につきまして進めてまいりたいというふうに考えております。

佐々木（茂）委員

それで、ただいまお答えをいただきました任用年齢の見直し、消防団の団長とかになると、年齢がたしか今65歳でしたか。

それとあと、女性団員が最近では増えているのかどうかということと、それから町会を通じてという形での呼びかけもされているようですが、最後に一番小樽市で職員を抱えているのは、市役所ではないかと思うわけです。ですから、この本市の職員にも入団を促してはどうかということをお願いしたいと思います。

（消防）村岡主幹

市職員への働きかけにつきましては、本年5月25日に市の全職員に向けて、消防団入団促進についてメールを発信し、依頼をしてきたところでございます。

もう一点は、消防団の持ちますインターネットホームページにつきましても、消防団員の活動が具体的に理解できるよう、訓練、広報活動、放水、消防活動等の画像を入れ、見やすい形に変更をいたしまして、電子メールで全職員に通知し、職員以外の友人、知人にも消防のホームページについてお知らせをいただくようお願いをしてきたところでございます。

佐々木（茂）委員

今、お答えをいただきました。その結果、消防団への市職員の応募状況はどうであったのか。それから、女性の団員が増えたかどうかということ、それから今考えている任用の年齢はいかほどまで引き上げるつもりなのか、この点について。

（消防）村岡主幹

女性消防団員の増員につきましては、本年4月以降1名増員しております。

市職員の応募状況につきましては、現在のところ、応募、問い合わせ等がない状況でございます。

学生と企業への取組につきましては、学生からは小樽市内の学生ではありませんけれども、学生1名が当市の消防団に加入するということで応募をいたしました。この方は、もう既に手続を済ませてございます。もう一名の方は、私どもが各企業へパンフレット・ポスター掲示をした掲示物を見て、消防団に入団をしたいということで申入れが来てございます。

もう一つ、任用年齢の拡大につきましては、今後、消防団当局とも協議をいたしまして、これから検討をしてみたいというふうに考えてございます。

佐々木（茂）委員

わかりました。この件はまだそういうことで、これからの取組ということですから、当然に今いろいろな形の中

で、65歳まで例えば普通勤めるのであれば、定年延長とかいう形の方向性になってございます。団員も、いわゆる今働きどころというところで退団する形になるわけですから、まだまだ働ける人員が削られるみたいな形で、さらに団員の不足が進んでいくのではないかなというふうな発想から、聞かせていただきました。

公益通報者保護法について

次に、公益通報者保護法が本年の4月からスタートされました。これの内容について、この広報おたるでも取り上げていただいております。まず、通報の内容に必要とされる要件はどのようなものがあるのか、お聞かせください。

（総務）総務課長

公益通報者保護法でございますけれども、公益通報の必要な要件と申しますか、これは労働者が不正の目的ではなく、業務提供者の内部において通報対象となる事実、一般的には法令違反等の行為でございますけれども、そういうものが生じ又は生じようとしている旨を一定の通報先に連絡すると、こういうものを公益通報といえますけれども、これが一応対象ということになっております。

佐々木（茂）委員

それから次に、通報先に応じた保護の要件について。

（総務）総務課長

これの内容的なものでございますけれども、一般的に公益のために通報を行っていることを理由として、労働者が解雇などの不利益な取扱いを受けることのないような基本的なルールを定めている法律ということでございます。

佐々木（茂）委員

そのほか、何か留意事項についてはどうでしょうか。

（総務）総務課長

この法律は、平成16年に公布されておりますけれども、いわゆる国民の安心や安全を損なうような企業の不祥事が続発したと。食品の偽装とか、車のリコール、これが契機でつくられましたけれども、そういうものが事業所内部のいわゆる労働者からの内部告発ということが契機でございましたので、この保護の制度的なルールということでございます。

小樽市といたしましても、いわゆる公務員も対象になりますので、事業所としての側面と、あとは権限を持つ行政機関という二つの側面、この二つがございますので、それぞれに応じて内部的な部分での処理の手續とか、外部の労働者の方からの通報に対する処分手続、こういうような二つの側面でもって現在対応をしているというような状況であります。

佐々木（茂）委員

今の話の中にございましたように、公務員も対象になるということでございますが、本市はどのように取り組んでいますか。

（総務）総務課長

市の職員の関係でございますけれども、小樽市職員等の公益通報処理要綱というものを4月から設けております。こういう内部告発的なものがあつた場合、市の内部に公益通報対策委員会を設けまして、そこで取り扱ひまして、その対応について一定程度経過についても通報者の方にお知らせする、一応そういうような手續等を内部的なもので定めております。

山田委員

寝たきり高齢者等理美容サービスについて

それでは、本年度改正され、新しく生まれ変わった寝たきり高齢者等理美容サービスについてまずお聞きしてまいります。本年度予算98万円、現在までのまず利用、理美容別で申請数がわかればお聞かせ願います。

（福祉）高齢・福祉医療課長

寝たきり高齢者等理美容サービスについてでありますけれども、従来は理容師の派遣のみのサービスでございましたけれども、今年度から美容師の派遣も選択できるように拡大したところでございます。サービスの登録者につきましては、5月末現在で63名となっております、ただいま御質問の理美容別の申請者数ですけれども、登録時に一方のサービスを選択いたしまして登録という形ではございませんで、年6回の利用の中で理容なり、美容なりを選択しながら利用するという形になっておりますので、残念ながら申請時のそれぞれの利用者数というのは把握しておりません。ただ、5月末現在の実績で申しますと、5名の方が美容サービスという形で利用しているということを把握してございます。

山田委員

本当にそういった女性の方のニーズに応じたこういう改正がされ、美容サービスに5名、私の聞き取りではもう十二、三名がされているということも聞いております。そこで、昨年度のこの理容の方の実績、それと本年度のおおよそのこの予算規模に応じた見込み数、これの見解とこの周知方法、わかる範囲でよろしいのでお聞かせ願いたいと思います。

（福祉）高齢・福祉医療課長

平成17年度の実績で申しますと、年度末の登録者が67名、延べで235回の利用となっております。本年度の見込みでございますけれども、17年度、昨年の5月末の登録者数が56名でありましたので、それと比較しますと、今年度につきましては、それよりも7名多い登録者数となっておりますので、今後、美容サービスを利用できるというような部分もございまして、昨年度を上回る見込みで利用があるのではないかとというふうに考えてございます。

山田委員

とすると、この予算内で大体今年も間に合うということによろしいのですよね。

（福祉）高齢・福祉医療課長

対象者があくまでも寝たきりという方に限定されておりますので、予算を大きく上回るというような形では、たぶん昨年度の実績を考えますとないとは思いますが、ただ単純に登録者数の部分だけで考えますと、予算内におさまった形で昨年度より上回る利用があるのではないかと考えております。

山田委員

ぜひともせっかくの予算ですから、使いきるような形で進めていただければと思います。

ごみ箱設置費等助成金について

ごみ設置等助成金について。まず、ごみ設置の助成金の申請状況、それと町会で購入されているごみボックスとは、どのような種類のごみ箱か、またこのようなネットの利用状況、あわせてわかる範囲でお聞かせ願いたいのですが。

（環境）廃棄物対策課長

ただいまのごみ箱設置費等助成金についての御質問でございますけれども、まず申請状況でございますが、ごみ箱設置費等助成金といいますのは、一つにはごみ箱設置に対する助成金、一つはごみネット購入費に対する助成金の二つでございます。

ごみ箱設置費の助成金につきましては、6月20日現在までで3件、8か所となっております。

ごみネットは23件、33枚の申請が来ている状況でございます。

山田委員

ということは、まずこの予算措置の85万円で、大体今年度は間に合うということによろしいのですか。

（環境）廃棄物対策課長

予算上、85万円を計上させていただいてございます。

昨年度、ごみ箱設置費につきましては実績が31か所ございました。それで、今年度は50か所ということで65万円を見てございます。

ごみネット購入費につきましては、昨年度76枚の実績がございましたので、今年度は100枚の予算を計上してございまして20万円、合わせて85万円となっておりますので、昨年度の実績と比較しても、この予算内でおさまるものと考えてございます。

山田委員

ぜひともそういった形で予算の消化、町会の補助の役に立つような形で使われていただきたいと思います。

また、こういうようなごみ箱で独自で、もし申請の段階でわかるような種類、例えば冬期間でも使えるような頑丈なものとかそういう特色のあるものがあれば、そんな状況もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

ごみ箱の設置につきましては、各町会でいろいろ工夫をされ、いろいろな種類を考えてございますけれども、現在申請のあります3件につきましては、すべて固定式の申請となっております。この固定式での申請に当たりましては、土地所有者等の了承も必要でございますけれども、その辺もきちんと了承を得た上での申請となっております。今のところの申請の内容からいたしますと、冬期間、雪にも耐えられる、そのようなある程度丈夫なものでの設置ということで来てございます。このほかにも市としては可動式ということも一応話をしておりますが、今のところは固定式の申請がすべてでございます。

山田委員

それでは、それに付随して、資源回収ボックス、これの設置助成金についてお伺いします。町会でも、この資源物の回収に力を入れているところとか、この設置の新設状況、そちらの方をお聞かせ願いたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

資源回収ボックスの設置助成についてでございますけれども、昨年4件で68万5,000円の助成をしたところでございますけれども、今年度は5件で100万円の助成の予算を組んでございますが、各町会からの申請は、今のところはございません。この資源回収ボックスの設置に当たりましては、少し大きなものでございますので、場所の確保等に時間がかかると、そのようなことで今年度はまだ申請がない状態でございます。

山田委員

昨年度4件で68万円、今年度が5件で100万円ということは、何かこれは形が変わったとか、そういうことがあるのでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

昨年度も同じく1件につき20万円を上限とする助成を組んでございましたけれども、皆さん工夫をされまして、実際は20万円をいかないところの助成がありましたので、限度額20万円にいかない部分については、その額そのものを助成した関係で、4件であれば80万円の予算でございましたけれども、68万5,000円というふうになってございます。今年はそういうことでは、20万円を限度とするという制度そのものは変わってございません。

山田委員

ということは、もう予算措置は終わったということですね。

（環境）廃棄物対策課長

5件20万円で100万円の予算はついてございます。

山田委員

ということは、これはまだ町会の方としては申請は来ないのでしょうか。そこら辺をちょっとお聞かせ願いたい

と思います。

（環境）廃棄物対策課長

先ほど申請状況につきましては、現在のところまだないということと、その理由につきましては、場所の確保が難しいということで答弁させていただいておりますけれども、幾つかの町会からは、先ほど言いました場所の選定に当たって今後申請してくる、そういう状況はございます。

山田委員

その場合、そうしたらこの予算はまた増えると承知をしてよろしいでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

予算は100万円組んでございますけれども、現在まだ申請がございませんので、今のところ予算100万円は未執行でございますから、十分件数的には受入れ可能でございます。

山田委員

わかりました。ぜひともよろしく願いいたします。

学校で使用する教材の納入について

引き続きまして、それでは学校関連で伺います。

昨年の3月ですが、学校関連の教材の納入業者の方から、ちょっと相談を受けまして、この教材の納入業者は、日ごろの営業活動をいろいろと行って、教員ともいろいろな情報提供、企画、見積り、比較検討、準備をしたのに他業者の方に発注をされたということで、いろいろと相談のあった件でございます。市としては、大量注文に対して大企業が安価な値段を出すことは、これは当然のことだと私も思います。ですが、日常使う少量の備品に対しても安く買いたたくと、こういうような御指摘を受けました。小樽市の業者を守るために、これはある程度行きすぎではないかということで、この業者はこの年の売上げが全くなくて、経営に行き詰まり、ノイローゼになり、カウンセリングを受け、現在、薬の処方せんを受けている状態と聞いております。また、この業者は市の納入業者を返上する手紙を当事者の学校に送ったと聞いております。この件について、市当局では御承知でしょうか。これは提起してお聞きしたいと思います。

（教育）総務管理課長

今のお話ですけれども、まず学校で使用する道具といいますが、教材といいますが、そういうものにつきましては、教師が使用する、学校で使用する場合におきましては、私ども教育部の予算の中で執行しております。ただ、ピアノとか、笛とか、児童・生徒が使用する道具の購入に当たりましては、教育委員会を通して購入しているものではありません。ですけれども、その購入に当たりましては、この品質、性能、そして委員がおっしゃいます価格などを検討し、学校全体あるいは担当の教師が協議し、そして保護者の負担が過大にならないよう校長が判断し、購入していると聞いておりますので、今の件につきまして、業者からこちらの方に何かあったというアクションは一度もありません。

山田委員

これは教育委員会の方に送ったというわけではなくて、ある一学校に送られたということで私は聞いております。ですが、お互いにいろいろな立場の意見があると思いますので、こういうような業者をノイローゼにするようなことがあってはならないと思います。しかし、教育委員会の方でも、これは把握していないということであるなら、これはお互いに信頼関係が成り立った上でしていかなければということで、今回はこれを私の方から問題提起としてさせていただきますので、これ以上の答弁は要りません。

学校給食について

次に、食育に関して何点かお伺いしていきます。

6月は食育月間です。学校給食に関連してお伺いしてまいります。最近の学校給食は、米飯も多く、まずパン、

お米、めん類、まずその割合に関連してどのような状況か、お伺いしておきます。

（教育）学校給食課長

米は週 2 回、それからパンは週 2 回、それからめんと小型のパンが 1 回というおよそその割合で提供させていただいております。

山田委員

米飯とかめん類、そういうような給食が多くなって、従来パン食であった学校給食が、御飯の段階で、お米とかめん類は合わなくなっているということも聞いております。ここだけに関して、何かないでしょうか。

（教育）学校給食課長

確かに、パンに向いたおかずがたくさんあります。ただ、御飯につきましてはカレーライス是非常に人気がありますし、それから先日、向陽中学校の生徒が、総合的な学習のときに訪れたときの子供たちから聞きました話では、カレーライスなど御飯に乗せて食べるものが大変おいしいというふうに、言っていたいております。

山田委員

そういった意味でも、昨今、「弁当の日」というのが何か各地で提唱されて、いわゆる母親が愛情を持って子供につくってあげる、そういった意味を含めて、そういったような「弁当の日」が制定される自治体もあるように伺っております。本市の状況について、何かあればお聞かせ願います。

（教育）学校給食課長

お母さんの愛情、大変おいしくなって、食事には非常に大切なものだと思います。今、やはり食事にはそういう家族のつながりみたいのが非常にいいと思いますが、最近朝食を欠食するような児童が増えている中では、まずは弁当というよりは、お母さんたちの愛情は朝食に注いでいただきたいというふうに思っております。毎月出しております給食だよりの中などで、朝御飯は大切ですよ、一日の元気のもとですよというような文をつけた便りを出して、学校給食のできない朝御飯、晩御飯、こういうところにはぜひやって、給食のところも、年に190回の給食ですから、弁当を持ってこなければならぬ日もありますので、改めてそういう日ということではなく、そういう機会にぜひ親の愛情というものの弁当をつくってあげていただければありがたいというふうに思っております。

山田委員

そういうような「弁当の日」に関連して、現在行っているような行事はないでしょうか。

（教育）学校給食課長

運動会とか学芸会、それから遠足とか、そのほか、特別なことでのものというのがあります。そういう学校行事に合わせて、給食の出さない学校行事を連絡いただきまして、そういうようなことで連絡をとりながらやっております。

山田委員

私の方も、やはり運動会とかスキー遠足、炊事遠足、そういった感じではよく母親からおにぎりを持たされたという記憶がございます。現在、日本では2,189万トン、これだけの食べ残しがあります。そのうちの約57パーセントが、一般家庭から発生する食べ残し、そういう廃棄物があると思います。まず、そういった意味で、学校給食の食べ残し若しくは廃棄の現状について何かお聞かせ願いたいと思います。

（教育）学校給食課長

食べ残しですが、メニューによって相当違うというふうに認識しております。10パーセントから、それを超える残食がある場合もあります。これも、実は先日来ていただいた子供から聞いた情報ですけれども、やはり好きなものはどんどん食べるのだけれども、必ずしも好き嫌いだけでなく、メニューによっては盛りつけにちょっと時間がかかったりするようなことがあって残る場合もあるというふうには言っておりますけれども、大体今の子供たち、10パーセントをちょっと超す場合もありますというふうに認識しております。

山田委員

また、地産地消という意味で、地元の食材を30パーセント以上アップさせるというメニューも学校給食の中にあると思うのです。現在、本市における学校給食の地元食材、本市若しくは道内産のもの、パーセンテージでお示し願いたいと思います。

（教育）学校給食課長

地元のものを使って給食を提供するという状況、どうなっているのかということなのですが、加工品とかによっては、全部どこからというようなことで把握できないものもございませうけれども、たまたまわかりやすいのでは、生鮮の野菜なのですが、これは道内産が小樽・道内合わせて76パーセントぐらいにはなっています。ただ、ほかのいろいろな給食全体の中でというふうになりますと、野菜はまだ少ないと思うのですけれども、できる限り地元のものあるいは道内のものを使っていきたい、このように思っております。

山田委員

ということは、ある程度、78パーセントですから、今言われている30パーセントアップするということになる、110パーセントいくわけですから、これはもう道内でできるものを全部使うという意味で考えられると思うのですけれども、ここら辺はどうお考えでしょうか。

（教育）学校給食課長

今は野菜のことを話しましたが、やはり季節によっては手に入らないものもありますので、野菜についてはおよそ限度ぐらいに来ているのではないだろうかと考えております。ただ、パン類なんかでは、まだ道内の小麦100パーセントというふうには必ずしもなっておりません。ただ、ハルユタカを100パーセント使ったパンを取り入れるとか、そういうようなことでの新しいメニューとかというものを取り入れるようにしております。実は、道産のライ麦と道産の小麦を使った100パーセントのライ麦パンを、ワールドカップにちなんでドイツの料理ということで、市内のパン業者の方に工夫していただきましたので、新光調理場は今日それを出しました。

山田委員

最後はやはりそういう特別メニューの話もお聞きしたかったのですが、もう言われたので質問はやめます。倶知安町の方では以前からいろいろなメニューもつくられているということはお聞きしておりますので、ぜひ本市においても、また、そういったような時節に合わせた特別のメニューでなくても、地産のものを使って、生徒にいい食育を伝えられるような形で給食の提供をお願いいたします。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

財政問題について

昨日、うちの森井議員の方から、財政問題等について質疑をさせていただきました。その中で、連日、夕張市について新聞等で大きく報道をされております。いわゆる従来は、財政再建団体というものの要因というのが赤字の額、小樽市は60億円を超えたと言われているわけですが、それから結局経常収支比率、そういうようなところに我々の視点もいっていたわけですが、今回の夕張市の場合に、それ以外の要素とありますが、いわゆる赤字もまだ表面上は結局そういう金額になっていなかったけれども、それを正規にやり直しますと、もう完全に財政再建団体だという形で、国や北海道の指導を受けているわけですが、その中で特に我々があまり気にしていなかったものに、一時借入金というものの存在があります。夕張市では、2005年3月が265億円、2006年3月が292億円ということで、それが非常に異常な姿であると、そういう報道をされているわけですが、小樽市における一時借入金の額について教えていただきたいと思っております。

（ 財政 ） 財政課長

小樽市の一時借入金の状況でございますが、小樽市におきましても、いろいろな工事の支払とか、そういうものがございまして、3 月末での借入額が一番多くなってございます。それで、平成 17 年度で申しますと、18 年 3 月末で、一応 165 億円の一時借入金がございます。

大橋委員

それから、夕張市の場合に、憶測として非常に取引金融機関が多くなっていると、そういうことも言われているわけですが、小樽市の場合に取引金融機関、それはどんなところがありますか。

（ 財政 ） 財政課長

一般会計等の指定金融機関になってございます北洋銀行をはじめ、水道の指定金融機関になっております小樽信用金庫、このほか民間の金融機関で言いますと、それらを含めまして 9 行になってございます。それから、長期借入金になりますと、財政融資資金とか、簡易保険、郵便貯金、そういうところからの借入れになってございます。

大橋委員

私の知識の中では、この 9 行、そのほかに簡易保険とか、そういうのがあるという部分が多いのか少ないのか、ちょっと判断ができないのでお尋ねするわけですが、一般的には地元の金融機関といいますが、そういうところと取引して、そんなに数がないものだというふうに、新聞等で解説している部分もあるのですが、小樽市のこの取引先の数、これについては財政部としましてはどのように考えているのか、つまりこのくらいないと小樽市は資金繰りが苦しいとか、そういうことでこの数になっているのか、もっとわかりやすく減らすことができるというふうに考えているのか、その辺どうなのでしょう。

財政部長

一時借入れと長期借入れを含めまして、今のような性格もいろいろありますので、数は結構になります。ただ、一時借入れからいいますと、これはやはり地元行といいますが、いわゆる道内行中心ということになります。北洋銀行、小樽信用金庫、北海信用金庫、札幌銀行、北陸銀行、北海道銀行とか、そういうところが中心になりまして、今、子どもはもう数年前から、いわゆる短期的な一時借入れも一応入札といいますが、見積り合わせをさせていただいて、その中で金利の一番低いところから借りているわけです。ただ今後の状況は、その自治体のいろいろなものを見るときには、なかなか低金利でも進めていくのは難しい状況になっています。

大橋委員

それから、我々が今まで基準として頭になかったことが新聞報道されていますので、それについてお尋ねしたいと思うのですが、日本経済新聞の記事の中に、「総務省は収入に占める借入金返済負担割合が 15 パーセントを超えたら再建団体への転落で注意を要すると警告する、04 年度決算ではその比率が 20 パーセントを超えた市町村は 13 団体あった」というふうになっているのですが、これにつきまして、小樽市においては負担割合がどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思えます。

（ 財政 ） 財政課長

今御指摘のありました日本経済新聞の 6 月 20 日の記事ですが、これでちょっと子どもの方も率と団体数とを勘案しまして、北海道庁の方にも確認をさせていただきました。はっきり言いますと、ここに、今、委員が御指摘の「総務省は収入に占める借入金返済負担割合」だと、この「収入」というのが歳入総額をいうものなのか、通常、北海道の方で経常一般財源とか、交付税とか、税とか、そういう自由に使えるお金のことをいっているのか、ちょっと定かではございません。それで、北海道庁に電話して聞きますと、向こうの方も総務省はどういうふうに答えたかというのがちょっと定かでないという。それで類推いたしまして話をさせていただきますと、この総務省で言っております 04 年度の決算で 20 パーセントを超えた市町村が 13 団体あったということですが、それは私の持っている資料では起債制限比率といまして、一般的に地方債の借入れのときの制限とかをされる率がございまして、

一般的に 3 か年平均の数字をとりますけれども、これが 20 パーセントを超えている団体が、一応私の持っている資料では、平成 16 年度決算では 13 団体ということになっているわけです。

ちなみに余談ですが、北海道内で 20 パーセントを超えているところはあるのかといいますと、1 団体ございます。虻田町で、そこにつきましては、先般、私も北海道庁で財政をやっているんで、あそこは噴火がございまして、そのときは借入金がまだかなり残ってございまして、そのことで借入れが多くなってございます。ちなみに、16 年度決算で 24.7 パーセントという率でございます。これも、北海道のホームページを開いていただければ、各町村のこの数字も載ってございます。

それと、その警戒ラインとか、現在この件に関しても、やはり一般的に公債費負担比率ということで、公債費充当一般財源、それが交付税とか、地方税とかの、一般財源に占める割合、この比率が財政資料なんかに出てきまして、これが一応 15 パーセントを超えると警戒ラインで、20 パーセントを超えると危険ラインと言われてございます。

それで、これを小樽市に当てはめると、16 年度の決算で言いますと、起債制限比率、3 か年平均ですが、一応 15.1 パーセントとなっております。それから、公債費負担比率の方でいけば、22.1 パーセントということになっております。それで、先ほど 20 パーセントを超えたら危険ラインという話をしましたけれども、これは私が報告書の一部をつくったのですが、16 年度の北海道の市町村の平均で言いますと、21.1 パーセントということで 150 団体、一応 16 年度の決算報告書団体の 72.1 パーセントがもう 20 パーセントを超えているという状況にございます。

大橋委員

そうですね。北海道の中で小樽市を比べると、他と似たようなもので、そんなに小樽市だけが悪いということにはならない。けれども、日本的に考えると、北海道は沈没だね、そんなような話ができると思うのですが、いわゆる経常収支比率の部分で考えましても、産炭地とか、そういうようなところが非常に悪くて、その後にすぐ小樽市がついてきている、そういう部分がありますし、それからいわゆる諸収入というものを予算書に上げた部分でも大いに議論をした経過があります。それから、非常に小樽市は正直だったと思いますが、赤字というものを全国に先駆けてきれいに発表した。そんな経過がありまして、小樽市は工夫を一生懸命してきたのだろうと。それから、極端なごまかしはしないようにしてきたのだろうと、そういうふうには思いますけれども、こういう夕張市の状況、そんな中からこれから国の監視、それから北海道の監視が、いろいろな部分で非常に厳しくなりますが、そういう劇的に今状況が変化している中において、今後どうすると言われても困るとは思いますけれども、その辺について今後の展開といいますか、考え方、そういうものについてお聞きしたいと思います。

財政部長

国も、今年の春ぐらいから自治体に対する姿勢というのがかなり厳しくなってきたというような、我々は感じを受けております。起債の導入にしてもそうですし、交付税についてもいろいろな議論がされております。いずれにしても、我々としてはとにかく淡々と今の再建計画を着実に進めていくしかないと思っています。国の方では、今年の秋ぐらいに、今の財政再建団体とは別な形の破たん法制的枠組みを秋ぐらいに示して、3 年以内には出すと、そういうような非常にまたその考え方を急激にといいますか、厳しくしてまいりましたので、我々としても単に標準財政規模の 20 パーセントを超さないでというよりも、さらにやはりガードを上げて、その厳しい中でもってやはり再建をしていかなければならないと、こういうふうには思っています。

大橋委員

新博物館構想について

新博物館構想についてですが、これは連日議論されていますし、今日もこの後、非常に大きな議論があるやに聞いておりますので、簡単に聞きます。まず、交通記念館をつくったときの思い入れとして、アイアンホースという機関車を運転しました。あとき、新谷市長は、ずいぶんそれは勘弁してくれという形で、動態展示に反対した経緯があったのですが、市民の思い入れとしてやったのですが、アイアンホースについては、今後どういうふうな位

置づけになっていくのでしょうか。

（教育）新博物館開設準備室長

アイアンホースも極めて貴重な動態資料というふうにとらえておりますので、今後も継続的な運行に向けて努力してまいりたいと思っております。

大橋委員

それから、博物館構想の中で、これからは結局いわゆる手宮地区との連携といいますが、そういうことも非常に考えて、いわゆる手宮駅の方のゲートの開放というようなものをうたっているのですけれども、私の願いを申し上げますと、交通記念館をつくったときに議論がいろいろありました。それで、そのときをお願いしていたのが、いわゆる交通記念館のあの広大な敷地をさくで囲わないでほしいということをお願いしました。さくで囲ってお金を払った人しかあそこに入れれないという形では、交通記念館のあの敷地が生きないだろうと。無料で敷地の中には入るようにして、そして建物に入る部分だけお金を取ってほしいということをお願いしました。ただ、当時は、入場料収入を高額に上げないといけないという部分がありましたので、記憶違いでなければ、川原次長がお金のことを担当していたような気がしますけれども、なかなか入場料についてはうんと安くするという話にはならなかったと思っています。ただ、今回、市の社会教育施設という形ですから、もうけなくていいわけですから、入場料についてそう気にしないでいいのだと思います。それから、小中学生には無料開放という制度も出ているわけですから、そうだとすれば、あそこのいわゆる敷地というのは市民のイベントに使うとか、それから手宮の母親から言われたのですけれども、今度、こどもの国がなくなって、子供を気楽に行かせるようなところがそこら辺にない。だから、そのようなときに、敷地の中で子供たちを自由に遊ばせたいと、そういうような話も聞きました。そういうことで、一段と市民と親しみ、そしてかつ地区の中心となるような、極端に言えばマックスバリュとか、ホームックみたいなところに買物に来た人でも気楽に遊びにあの構内の中に入ってくる、そういう形の博物館にしてほしいということをお願いするわけですが、考え方としてはいかがでしょうか。

（教育）新博物館開設準備室長

交通記念館開設の折にそういう御議論があったということも記憶しているところでございますが、オープンスペースの中に展示館を設けて、そこで展示館だけ入館料を取るという方法も、一つの方法論としてあることは確かだと思っております。そうするならば、私たちも博物館として、全敷地管理・運営していこうとしたときに、あそこの野外に展示してある資料も貴重な資料でございますので、それにコレクション管理の意味から、やはり一定のさくによるガードというものは必要であろうというふうに思っているところでございます。

大橋委員

学校適正配置計画と耐震化整備計画の絡みについて

小中学校の校舎の件について聞きたいと思えます。

これは、いわゆる統廃合の問題が起きたとき、手宮にも来まして、手宮小学校、手宮西小学校、北手宮小学校の問題があったのですが、何で手宮西小学校が残るのだという議論がされたときに、どう考えても手宮西小学校が新しいから、手宮小学校は古いから、そういうような結論に達せざるを得なかったのですが、小中学校の今後の校舎改修計画、それがどのようなものがあるのか、それからついでにお聞きしておきますが、耐震工事の方もしていかなければなりませんので、耐震工事の計画についてどのように考えているのか、これから3年間に統廃合の問題も含まれてきますので、密接な問題として考えていますので、一括してお伺いいたします。

（教育）総務管理課長

学校施設の大規模改修につきましては、委員が指摘するとおり、耐震性とあわせて実施しなければならないと考えております。しかし、施設の老朽化が進んでいる状況にありますことから、授業に支障を来す場合や雨漏りなどの緊急性などを考慮しながら、適宜対応してまいりたいと考えております。また、学校施設の耐震化整備計画につ

きましては、教育長から答弁をいたしておりますが、耐震化優先度調査結果と適正配置計画との整合を図りながら、児童・生徒の学習に支障が生じないように、効果的な整備計画を策定し、着実に推進してまいりたいと考えております。

大橋委員

私の方のその考え方には、感想からいえば、統廃合の問題がはっきりするまで手のうちは明かせないという、そんな世界かなというふうに勝手に解釈しておきます。

教頭の人事について

それから次に、いわゆる学校において、以前に小樽市の教頭試験の志望者が減少しているということがありました。それから、全国規模でも、やはり教頭のような責任のある者になるよりは、気楽に教師生活を送りたいという、そういうことが教師の中に広く起きているというような報道もございました。現在、教頭の志望者、それについての状況はどうなのでしょう。

（教育）学校教育課長

教頭の志望者ということで、先日新聞の方にも教頭になりたくないというような報道がされましたけれども、昨年の状況で申し上げますと、教頭の選考試験を受けたと、申込みをしたというのは 4 人でございます。傾向的には、その前の年も 4 人でございまして、大変少なくなってきてございます。ただ、今後につきましては、10 月ぐらいにその選考の申込みがございまして、学校の教師に校長を通じまして、今、子供に向ける情熱を少しでも学校経営に向けてもらうような指導をしてもらいたいというふうに考えております。

大橋委員

校長と教頭、何年間かの人事のローテーションがあって交代していくのですけれども、今年、松ケ枝中学校では教頭と校長が一週にかわってしまって、50 周年の今まで相談したことが全部パアになってしまうということもございまして、校長と教頭のいわゆる勤務のローテーション、要するに年限の基準、そういうのはどういうふうになっているのでしょうか。

（教育）学校教育課長

校長や教頭が、何年在職するかということについては、基準というのはございません。ただ、小樽市の場合を見ますと、平均で 2 年ぐらいだと思います。ただ、学校の状況とか、本人の状況とか、そういうことによりまして、1 年でかわる場合もございまして、長ければ 3 年でという状況もございまして。

大橋委員

はっきりした基準はないということなのですが、前にちょっと問題になったのですが、校長が頻繁にかわる学校があって、なかなか 1 年、2 年もたないという問題があります。いわゆるそれは父母とか、そういう学校内部の人に聞きますと、学校の中でいろいろな問題が起きているから、そういう結果だという話の世界でありました。ですから、我々も校長やら教頭が短い期間でかわったときには、一体何があったのかなというふうに思うのですが、具体的な話としてお聞きしますが、今年、入船小学校で、教頭が卒業式のときに出てこれなくなっていたという問題があって、教頭不在で卒業式が行われました。それで、いわゆる司会の方は事務職員がしたというふうに聞いております。これ、事実かどうかわからなくてあれですけども、地方から来た教頭で、小樽市のこの状況をよく知らないから、職員と学校当局の間に挟まって、それで結局学校へ出てこれなくなると、そんなふうに我々は聞いておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

教育長

具体的な学校名が出ましたので、お答えいたします。実は、校長と教頭の組合せはそれぞれ期限はないのですが、議員からもいろいろと学校経営にかかわりまして御指摘がございまして、小樽市、当時 42 校全部の学校がやはりそれぞれ特色を出せるようにするためには、小樽市と後志の人事もございまして。そうなりますと、1 年で動いたか

らバツとか、マルとかでなくて、何よりも優秀な人が後志の郡部の教育長から呼ばれて行ったりするものですから、今までのいろいろ概念というのは、ここ数年ちょっと私としては横によけて進めてございます。

また、入船小学校におきましては、少年団活動を行っておりまして、京都の方でやられまして、それでずっと冬休み前から校長の方が休むように、卒業式に出られなくなると困るのでという指導をしていただいたところでございますが、本人が無理をしまして、それで最終的には3月の上旬になって入院したという経過がございます。

また、実は小学校と中学校の教頭、校長は、それぞれ免許を持ってございます。それで、小学校の教頭が中学校で又は中学校の教頭が小学校で教えられるのですが、ただ教頭職としては着任できるのですが、例えば御指摘の教頭は中学校の免許しかなかったものですから、小学校のとき、例えば教師がたくさん休んだときに行って指導するとなると、なかなか困難な教科もございまして、そういう面もありまして、今回は1年で動かすような形になりました。最終的には、私どもと後志教育局が協議の上進めるところと、任命権者でございますので、そういうことでそのような結果になったというふうに承知してございます。

大橋委員

その問題についてはわかりました。

尾道市との交流とあおばとプランについて

次に、昨年から尾道市との交流が進んで、児童の相互訪問をしたところであります。まず、その児童の相互訪問、去年はこっちから行ったのですが、それについて今年はどういうことになりますでしょうか。

（教育）指導室寺澤主幹

今年度の児童の尾道市との交流につきましては、8月4日に、尾道市から児童と引率19名が来樽する予定になっております。

大橋委員

具体的な姿としては、児童が相互訪問という形でわかりやすい形になるのですけれども、ただ去年からの動きを見ていまして、私どもも尾道市が何を考えているのか、学ぶところがあるのではないかとということで行ってきたのですが、いわゆる教育の内容、そういう部分での学び合いといいますか、交流といいますか、そういうのも進み始めているのかなというふうに思っております。それで、まず具体的な部分として、尾道市の土堂小学校の陰山校長が百ます計算、それから反復学習法、ああいうことを提唱されて、また陰山校長も小樽市に講演に来られたわけですから、こういう百ます計算や、反復学習法について、小樽市教育委員会としてどう評価し、導入についてどう考えておられますか。

（教育）指導室寺澤主幹

今、委員の御指摘のとおり、昨年度陰山校長に小樽市に来ていただきまして、教育講演会を開催いたしております。また、道外教育状況視察研修ということで、本市の教職員5名を尾道市に11月に派遣しておりまして、そこで尾道市の教育の状況について研修をしてきております。また、2月には、その研修に参加した者が報告会を開きまして、小樽市内の教師が参加して報告会、その教育状況について研修をさらに深めております。

それから、陰山校長が提唱しております百ます計算についてですが、これにつきましては、基本・基礎的な計算力が高まるとともに、また非常に集中してやりますので、集中力も高まると思います。また、タイムをはかったりして自己の成長を実感できるということで、子供の学習意欲も高まるものと認識しております。ただ、百ます計算につきましては、尾道市の陰山校長の実践で大変全国的に有名になっておりますが、実は本市におきましても、20年前以上から取り組まれている教師もおりまして、現在も、各学校で百ます計算に取り組んでいる教師もいます。ただ、本市として、「あおばとプラン」をこのたび出してありますが、その中の「確かな学力」の育成の取組の一つといたしまして、基礎・基本の定着「1校1実践」という取組を実施しております。その中で、百ます計算のみに限らず、反復練習ができる漢字や音読など、その学校の実態に応じて特色を出しながら、取組が各学校で始まっ

ているところでございます。

大橋委員

取組が各学校で始まっているというのは、これは望ましいことなのですが、ただ「1校1実践」ですが、何か小樽市の弱さというのは、市としてこういうことを、市の教育委員会としてこういうことに強力に取り組もうということで、それを一斉にやるだけのことがあまりないのかな又はパワーがないのかな、指導力がないのかなという気がするのです。ですから、今おっしゃったように、反復とか、そういう百ます計算とか、そういうのが導入される可能性があるのであれば、あまり学校の自主性といいますか、そこら辺に任せずに、もっとこういうことをやるということを強力に推し進めてもいいのではないかと思うのです。これは、いわゆる「あおぼとプラン」をこれからどうやって実行していくかという問題にかかわるのですが、尾道市の場合はやはり「さくらプラン」というものを、これはもう全市のいわゆる達成していかなければならない問題だということで、強力に全市の学校に理解してもらって進めているというふうに聞いています。1年目のときは各学校の反応が悪かったけれども、今年になってそういう趣旨が理解されて、全市一つの方向に向いているということを知るのであるけれども、今言いました小樽市の場合に、そういう部分での統一性とか、指導性とか、そういうものが弱いのではないかという指摘について、どうお考えになりますか。

（教育）指導室長

小樽市教育委員会の各学校への指導のあり方ということでの御質問かと思えます。まず、「あおぼとプラン」をこうやって定めていったということは、実はこれは教育の機会均等を担保していくための教育委員会の責務を果たしていきたいという強い意思の表れでございます。したがって、このような形で「1校1実践」という枠組みを決めて、その中でそれぞれの学校の創意工夫を喚起しながら、その中でよい実践についてそろえながら、その段階で次の仮にでございます「新あおぼと」の中で、やはりその実践の中から、小樽らしさを出していくものという形でつなげていきたいと考えてございます。とりわけ「さくらプラン」の尾道市におきましては、このようなスタートの取組は平成10年あたりというふうに聞いてございまして、つまり7年ないし8年の蓄積を見ながら歩んできたものと理解してございまして、私どももこのような歩みの中で、決してこれだけの時間が与えられるとは思ってございませぬので、やはり3年という年限を区切りながら、次に新しい、やはり各学校が保護者の皆さんからも預けてよかったといわれる学校になるよう、教育委員会としても委員の御趣旨のとおり指導性について、強力に発揮していくよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

大橋委員

米空母キティホーク入港と子供たちの安全について

キティホークに関して質問をいたします。

私がキティホークに関して聞くのは、みんなびっくりしてしまうと思えますけれども、入港そのものについてではありません。入港そのものについては、これは小樽市が港を開いている以上、いかなる船も拒否できないというふうに理解をしております。それで、米空母インディペンデンスが入港したときに、私も賛成をしておりました。それで、入ってきたときに、ミーハーで見にも行きましたし、すごいものだなというふうに思ったのですが、ただその後、ああいう米軍が大量に上陸するという事態について疑問を持つようになりました。といいますのは、当時、市P連の会長をしたりしていたのですが、インディペンデンスが入ってきたときに、いわゆるがく然とした姿を見たのですが、最終日に水兵たちが自分の知り合いの人間を招待する日で、水兵の名前を言って来た人たちがいると、水兵がそこに行ってどんどん自由に艦内を案内するという形だったのです。そうしましたら、その面会場に大量の女の子たちが来ました。本当に数日間だけの船なのですけれども、実に大量にという言葉が正確なぐらい、若い子たちが水兵に群がってきました。そして、その出航した後、これは具体的に私どもも統計資料とかを持っているわけではないのですけれども、小樽の医師たちの話として、非常にやはりいわゆる性病の問題とか、妊娠の問題と

か、望ましくないこともあったのだと、そういうことも聞きました。そういうような部分から考えますと、通常の人数ではない、あれだけの何千人単位の水兵が、この静かなまちに上陸して、またそういうことが繰り返されるといふことに対して、非常に大きな懸念を持っています。ただ、懸念は持っていますけれども、今は結局、教育委員会に、その問題について質問しておりますのは、そういうことに対して、小樽市教育委員会として、いわゆる子供たちに対して何ができるのかわかりませんが、水兵とはしゃべるなどが、そういうこともできないと思えますけれども、どんなふうな認識を持って 7 月を迎えられるか、その辺をお聞きしたいと思います。

（教育）指導室長

米艦の寄港にかかわって、今どういうふうになるか、ちょっと推移は予断を許さないところでございますが、仮にということでの答弁をさせていただこうと思っておりますが、米艦にかかわっての寄港が仮にあったとした場合、全国的な状況も踏まえていながら、さまざまな懸念を持っているのは正直なところでございます。しかしながら、そういう中で、やはり子供たちの安全を守っていくということでは、特に子供たちのこの前にも答弁させていただきました不審者等、なかなか地域社会の中での安全性の確保ということもございまして、そういう枠組みの中で、指導については丁寧に行っていきたいと思っておりますし、この状況を踏まえながら、随時適切な時期に各校長を招集するなどしながら、また、保護者の皆様にも十分校外生活のありようについて家庭でもお話をさせていただくような場を設けていただくよう、各校長に指導を徹底していきたくというように考えてございます。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

図書館北小樽分館について

私の方は、1 点だけ質問させていただきます。

図書館北小樽分館について何点かお聞きします。まず、この分館の経緯をお知らせください。

教育部東田次長

教育部次長ということで、図書館の事務の取扱いをしております。私の方から説明をいたします。

設立の経緯でございますけれども、現在の清水町にございます北小樽分館ですけれども、昭和 47 年に開設をしたものでございます。それまでの間は、今の旧日本郵船にあります昔の博物館の中にありました。

高橋委員

施設の概要について、どのくらい本があるのかを含めてお知らせください。

教育部東田次長

施設の概要でございますが、施設そのものは昭和 24 年に建設された清水会館の 2 階にあるのが北小樽分館でございます。図書閲覧室は、51 平方メートル程度です。全体が 64 平方メートルというあまり大きな施設ではございませんが、蔵書数自体は 6,000 冊を超えておまして、相当数あるものというふうに思います。6,000 冊の内訳ですけれども、一般書が 3,200 冊、児童書が約 2,800 冊から 2,900 冊の間ということでございます。

高橋委員

その約半分は児童書ということですね。この分館は、どのような役割を果たしてきたのでしょうか。

教育部東田次長

設立当初、昭和 47 年当時ですけれども、1 日に平均で約 80 人が利用するという地域の文化施設といいましょうか、まさしく学習施設として相当にぎわいがあったというふうに記録がありました。児童数というか、主に子供たちが図書を利用するという、読書をするために立ち寄る施設としてあったわけですけれども、児童数の減少が進んでおり、そういう意味では役割が少し遠のいてきたのかなという気はします。

高橋委員

それで、利用状況を確認したいのですが、今、若干説明がありましたけれども、大まかで結構です、どういうふうに推移してきたか、それを説明してください。

教育部東田次長

先ほど申し上げたとおり、昭和47年当時は、1日平均80名で、一、二年続いております。それから徐々に右肩下がりになりまして、平成10年代になりましたら、1日10数名、ひどいときは年間13名、12名という年もあったということでございます。それから、平成16年度には14名程度になりまして、14名を切りそうになりましたので、一応開館のスケジュールをちょっと変えてみたということでございます。

高橋委員

その開館の制度の件ですけれども、平成16年度以降、大きく変わったというふうに伺っております。この件について説明してください。

教育部東田次長

平成15年度以前につきましては、現在の図書館と同じように月曜日休館で、火曜日から日曜日まで開館しておりました。平成16年度には、先ほど触れましたけれども、利用者数が落ちたということで、月曜日から金曜日は休館にさせていただいて、土曜日、日曜日の朝9時半から午後6時までを開館にさせていただいた。またさらに、なかなか利用率が伸びないということで、今年度4月1日以降は、9時半から夕方5時までということにさせていただいたという経緯があります。

高橋委員

利用者が非常に減ってきたということで、要するに変わってきたわけですけれども、一番大きな要因というのはどういう内容でしょうか。

教育部東田次長

先ほども話を少しだけしたのですが、データの言いますと、ここの利用者の年齢の割合というのを調べてみたのですけれども、ゼロ歳から12歳というのが、利用者の実態の半数近くに及んでおります。そういうことから、この北小樽分館周辺の利用者の、地域の方々の児童の減少というのが相当大きな影響を及ぼしているというふうに思います。

高橋委員

それで、現在、ボランティアの方が管理されているということですが、現状の問題点、課題についてはどのようなものがありましたか。

教育部東田次長

まず、この4月1日から有償ボランティア制度というのを導入させていただいたわけですが、この有償ボランティア自体が9月の末日までという約束で進めているところであります。そういうことから、一番大きな課題というのは、後任の人材という部分があります。

それともう一つは、先ほど申し上げましたが、昭和24年築ということですので、私と同じように、年齢的には50歳を超えてしまっておりますので、木造ですから相当傷みも激しい。それから、木造だけに、冬期間の施設の勤務条件も含め、利用条件も含めて、あまり好ましい条件にはないということで、こういう施設の老朽化というのは、結構利用者にとっては厳しい課題になっているのかなというふうに思います。

高橋委員

老朽化の話が出てきましたけれども、私がもう一点心配なのは、本の管理状況です。温度、湿度がほぼ管理できない状況であれば、本に対するダメージも非常に大きいのかなというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

教育部東田次長

委員がおっしゃるとおりでございます。今具体的な言い方をしませんでしたけれども、土日制度にして、1 週間、5 日間休館をします。この間に、北小樽分館の朝あけたときの気温がマイナス16度以下、それで北小樽分館の現在の有償ボランティアに来ていただいている先生が、毎朝まず一番最初にパソコンに電気を当てると。そうしないと、利用状況を把握するに当たってパソコンが稼働しない。それからストーブをつけて、館の暖房をとって、1 時間半、2 時間ぐらい一生懸命たいて、ようやくマイナス5度ぐらいになるというような状況ですので、幸いなことに利用者のほとんどが今、午後に集中しておりますので、お昼から来たときには多少はいいのですが、ぱっと想像していただければわかるとおり、相当低い温度からいきなり気温を上げますと、湿度が上がります。そうすると、書物にとっては非常によくはない環境になるということから、この冬季対策というの、これから考えなければならぬというふうに思っております。

高橋委員

先ほど、有償ボランティアの方が9月末までということでしたけれども、それ以降については、話合いとか協議は、どのようになっていますか。

教育部東田次長

9月30日時点で退きたいという希望、その前に実は3月31日で退きたいという話があって、お願いをして今やっもらっているというのが現状です。そのお願いを受けて、我々としては昨年度から、もう既に町会とか、学校PTAとかとの話合いは進めてきているわけですが、地域にとりましては、なかなか今言った劣悪な環境も感じ取っておられるわけで、すぐさま、では有償ボランティアだからといって手伝うということには至っていないのが現状です。つい最近の話を申し上げますと、学校との話合いや町会と再度、再三にわたる話をさせていただいているわけですが、つい最近、新しい町会長も生まれたということで、話合いをさせていただいたわけですが、新たな御提案も受けておりますので、その町会長の新たな御提案も含めて、これからさらに何とか秋までに人を見つけていきたいと。万が一だめであれば、その善後策もまた逆に検討していかなければならないというふうに考えています。

高橋委員

地域の方から、さまざまな御意見をお聞きします。残してほしいとか、もう無理なのでないだろうかとか、いろいろなお話を聞くわけですが、もう30年以上にわたってあそこに開館されてきたということもありまして、今後の方向性として、やはりさまざまな検討をしていただきたいというふうに思うわけです。今の段階で、方向性としてはどのようなことを考えられているのか、聞きたいのですが。

教育部東田次長

今、最後に答弁したときに、地域の町会の方から新たな御提案という話があったのは、どうしても週のうち2日あけなければダメなのですかという話がありました。ですから、現状、土日、時間を9時半から夕方5時までということの、どちらかという役所的なやり方をさせていただいておりますけれども、その辺を地域の皆さん方にもそういう情報が伝わっていったのか、中には声を出して、1日でいいのではないのと、若しくは午後だけでいいのではないのと、そういう声もあるというふうに承ってまいりましたので、まず一つは開館時間の見直しという方向で継続することを検討していきたい。ただし、先ほど申し上げた冬期間の問題というのは、一つ解決をしなればなりませんので、今の状態で解決するというのは、ハード的には難しいというふうに考えておりますから、冬期間休館とか、そういう方向も考えていかなければならない、そういうふうに思っております。

佐藤委員

市営プールについて

市営プールの問題から聞きたいと思います。

市営プールに関しては、建設部で、現状の課題を抱えながら結論を出そうとしておりますし、所管は教育委員会になっているわけですが、建設部と教育委員会の話合いというのは、今どこまで行っているか、まず知らせていただきたいと思います。

教育部東田次長

建設部と教育委員会の話合いという点でございますけれども、大きく言うと、市長部局と教育委員会の話合いということになります。5月30日にサンピルの準備会のお話、結論といいたいでしょうか、総会があった経緯を、31日に我々としては話を承ったという状況にあります。

中身につきましては、プールの導入について、教育委員会からの申入れを受けて、市長部局で準備会に申し入れていただいたわけですが、その検証の結果、さまざまな手法を検討したが難しかったと、困難であるというところまで承りました。

佐藤委員

大変難しいというのは、私も建設常任委員長ですからよく知っておりますし、また、あさって建設常任委員会が開かれますから、恐らく厳しいと。厳しいという意味では、ワールドカップでブラジルに勝つぐらい厳しいだろうと、それぐらい厳しいのだけれども、教育委員会とあと財政部長に聞かなくても、もし新しくプールを建てるとしたら、どのぐらいかかるのですか。

（教育）室内水泳プール館長

近年、道内での新設のプール等の実績を見ますと、10億円から20億円というような形で、そのくらいさまざまございました。ただ、現状の駅前にあるぐらいの施設規模で建てた場合ですと、5億円あるいは6億円程度で建設は可能なというふうには考えております。

佐藤委員

財政部長のかわりに答えてもらってよかったけれども、まだわからないとかと言っているから。平屋で建てたら、5億円か6億円で建つという話はしているのですよね。しかし、教育委員会は、建たないとなったときに、どの程度まで今検討をしているのか。それから、どういう考え方をしているのかということをお聞きしたいと思うのですが、一つには陳情者が来たときに、もしできなかつたら、平屋のプールを何とかならないかという話もあったのですが、この平屋のプールというのはいつやればいいのかということをお聞きしたら、並行にやっていただきたいという話をしていたのです。並行ということは、サンピルの新しいビルが建つと同時にオープンしてもらいたいという話なのです。2年間ぐらいでやってもらいたい、そういう話がありました。こうするのは、財政状況からいってどうですか、可能ですか。

財政部長

先ほどちょっと触れさせていただいたのですが、自治体が事業をやっていくということに対しても、基本的に小樽市のような財政状況のところであれば、起債の導入なしでは考えられません。これも今、国自体が非常に厳しい要件をその自治体にいろいろ言ってきておりますので、なかなかもう今の自治体の財政破たんをさせないという前提では、借金をさせないということが一番なわけです。だから、そういう趣旨でいきますと、非常に難しいものがあるかと思えます。そしてなおかつ、直近の問題として、本当に市民生活にはかわりがある、私のサイドから申し上げさせていただければ、例えば桃内の廃棄物最終処分場の2期の拡張というのは、目前に迫ったことですので、あるいはまた、学校給食共同調理場をいかにしていくかということも、これも直前に迫っている問題ですから、そういったようなことの優先順位を考えていけば、おのずと市民生活に近いところからと、やはり私どもとしては考えざるを得ないという状況だと思っております。

佐藤委員

もう一つ提案をされたことは、稲穂小学校の校庭に、通年使えるプールを平屋で建てていくことはできないかという話があったのです。こういう話はどうですか。

教育部東田次長

今、具体的に稲穂小学校の校庭ということでございましたけれども、稲穂小学校自体は学校教育の観点で、児童が校舎を使っております敷地の中ですので、そこをつぶすということは、学校をつぶすということになってしまうのかなというふうに思ってしまうかもしれませんが、結論から言うと、稲穂小学校というのは、気持ちはわかりますけれども、適地であるというふうには認識できません。

佐藤委員

そういうことで考えていくと、今後どのように考えていけばいいのか。教育委員会としては、どのように考えているのか。これはもう二度とつくらないのか、あるいは何らかの位置づけをしていくのか、その予算づけはどうするのか、将来的にはどうするのか、また代替はどうするのかということを含めて、どう考えているのか、基本的な考え方を教えていただきたい。

教育部東田次長

教育委員会といたしましては、今回の駅前サンビルの再開発事業にかかわる準備会の決定というのは、大変残念な結果になったというふうに受け止めております。このことから、市教委としては、再開発事業の今後のスケジュールというのが非常に左右されるものになるというふうに思っております。それを踏まえながら、これからさまざまな手続などを含めた対応策の検討に入っていかなければならない、そういう段階にあるというふうに思っています。

また、もう一つの質問であります、市教委としてのプールの必要性という部分についてですけれども、市民の健康増進とか、水泳競技の普及、それから競技力の向上、そういうことを考えたときには、当然社会教育的施設としては必要であるわけでございまして、そういう観点から、教育委員会といたしましては、室内プールの代替策をすぐさまこれから検討していき、それを皆さんに御利用いただきたい。できるだけ利用しやすい形で利用していただきたい。さらに同時に、将来的に単独のプールの設置というのは、今、財政部長は現状では非常に難しいという話もございましたので、そういう意味から、将来的にはという条件をつけさせていただきますけれども、単独でのプールの設置という選択肢も考えていかなければならないというふうには思っております。

佐藤委員

その方向性はわかるのですが、具体的に出ていた高島小学校のプールというのは、今、どういう状況になっているのですか。民間が、これからも使っていけますか。

（教育）室内水泳プール館長

仮に廃止となった場合の代替施設の関係でございますが、特に高島小学校については、現在も一般開放等を行っております。学校の授業に支障のない範囲内というのが大前提になるわけですが、そういう部分で受入れ可能な部分については検討をしていかなければならないかなと思っております。使うに当たっての課題なども、まだ少し整理が必要な部分がございますので、今後、施設の一部改修が必要であれば、そのようなことも含めて、利用の可能性について考えていきたいと思っております。

佐藤委員

現在の市営プールは、いつまで営業しているのか。

（教育）室内水泳プール館長

先ほども、次長の方から説明申し上げましたが、準備会としての具体的なスケジュールが確定していないという状況もございますので、私どもとしては、いつ廃止するか、あるいはいつまでやっているかという部分については、

現状ではまだお答えできる時期ではないというように考えております。

教育部東田次長

今の補足ですけれども、一番確かな部分で言いますと、平成19年3月31日までは確実にプールとしてはあります。

佐藤委員

今年度中はやるけれども、来年度からはわかりませんという話になるということですね。

もう一つ、昨年度の決算で、プールの入場料というのは900万円ぐらいしかないのです。あとは五千五、六百万円の経費がかかっていますから、4,600万円か4,700万円の赤字を抱えながらずっと負担しながらやってきたという経緯があります。これが来年の3月31日にもしなくなったとすれば、継続するわけですから、この辺の分を今プールを利用している方々に、便宜的に何らかの形で還元することはできないのかという考え方があるのですけれども、どうお考えでしょうか。

（教育）室内水泳プール館長

確かに、委員の御指摘のとおり、現在赤字といいますが、持ち出しの分が約4,600万円程度ございます。これは、今後の対応策を検討していく中で、当然、財源を必要とするような対応策も想定されますので、そういう部分には活用させてもらいたいというように考えておりますし、委員の御指摘の点も含めて、それも検討していきたいというように考えています。

佐藤委員

学校適正配置計画について

適配の問題です。それで今、適正配置ということで、また進み始めたようでございます。うちの秋山議員が質問をしたのですけれども、適正配置というのは一回白紙に戻したのかどうかということをも確認したい。

（教育）山村主幹

平成16年の10月に示した小学校適正配置計画（案）につきましては、17年6月に取下げをしたということがございます。

佐藤委員

特別委員会もまだありますし、陳情・請願も残っているという中で、これは議会の方の考え方もあるのですけれども、陳情・請願者に関して、教育委員会というのは、何らかの働きかけはその後しているのですか。

（教育）山村主幹

議会の総務常任委員会に陳情が上がっています件につきましてでございますが、該当校である北手宮小学校のPTAの皆さん、それから地域の皆さんと、6月1日に学校で話し合いというか、教育委員会の立場を説明する場を設けていただきまして、話をさせていただいております。

佐藤委員

白紙になったということで、取り下げていただくというような形も考えられるのでしょうかけれども、そういう話し合いとかはないのですか。

教育部川原次長

今回、地域の説明会の中では、取下げの経過と陳情にございます北手宮小学校の件につきましては、今後大きな検討委員会の中で議論をさせていただきますということでの話をしたところでございまして、陳情の取下げですが、そういった内容ではございませんでした。

教育部長

若干補足させていただきます。その話し合いの前に、冒頭、北手宮小学校のこの問題については、陳情がまだ出ておりますので、特に当事者でございます学校のPTAの皆さん、地域の皆さんに話をさせていただきます、こういふことで話しております。

佐藤委員

北手宮小学校の方には、まだうちはターゲットみたいだ、そういう意識が根強くあるのではないですかね。一回白紙にしたのだから、それはありませんというところから出発しないと、まだうちが何かターゲットだとか、前の部長もちょっと変わったような答弁をしていましたから、そこところがまずしっかり誤解を解きながらやっていくことが大事ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

教育部長

委員のおっしゃるとおりでございまして、その部分の白紙ということで、はっきりその説明会でも申し上げさせていただいています。PTAの方々、地域の方々も、その部分がやはり一番心配されておられるところで、十分私もその部分についてはいろいろな機会を話をしていく、こういうことで話をさせていただきます。

佐藤委員

これからの検討によっては、全く違うところが出てくるかもしれないし、また違う方向性があるかもしれないということでは、そこをしっかりとお願いします。「小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」の進捗よく状況は、今、これがどのようになっているのか。一般公募したようですから、どういう状況であって、いつから始まるのか、お知らせください。

（教育）山村主幹

今、委員から御質問のございました検討委員会の状況でございますが、6月14日を締切りといたしまして、市民公募をさせていただきました。それで、応募の状況でございますが、メールを利用した応募も含め、8名の応募がございました。願います公募委員につきましては、3名以内ということで考えてございますので、それを超えているということで、近日中に選考会を行うという運びとなっております。またあわせて、公募委員以外の12名ということで考えてございますが、それにつきましては、それぞれ関係団体をお願いをして、それぞれ団体から推薦をいただいているというような状況でございます。これらにつきまして、来月初旬に行われる教育委員会におきまして、それぞれの委員の決定をしていただきたいというふうに考えてございます。

佐藤委員

今回、こういう形で市民も巻き込んでやるということは、新しい試みだと思うのですけれども、いつでもやはり閉じられた密室の中でやるということは、あまりいいことでないだろうから、市民を入れて公開してやるという中で、そのねらいというのはどこにあったのか、教えていただきたいと思います。

（教育）山村主幹

これにつきましても、前回の小学校適正配置実施計画（案）の取下げのときに、取下げの理由を申し述べているわけですが、それとは別な角度ということで話をいたしますと、やはり総論賛成、各論反対という部分があったのではないかなというふうに考えています。そういう意味で、この各論反対の部分で、この適正配置の必要性、この小樽市における必要性というものをやはり十分に皆さんにまず話をし、そしてまず全体的な総論の部分で御理解をいただいて、あとはそれぞれの地域ということになりますと、それでその地域の特性なども考慮しながら、全体的な計画に入っていくということでございます。その中で、ポイントとしては、やはり先日の代表質問でも教育長から答弁させていただいておりますけれども、前回の経過反省を踏まえて、まず全体的な立場での見直し、それから二つには市民各層の意見を幅広く聞いていくと、そういうスタンスを常に堅持しながら、この計画づくりを進めていきたいというふうに考えております。

佐藤委員

適正配置計画の今後のスケジュール、あらあらでいいと思いますけれども、最終的にはいつ答えを出して、そしていつ統廃合を行うか、そこまでスケジュールを示していただきたいと思います。

（教育）山村主幹

全体的なスケジュールでございますけれども、7月の下旬から立ち上がる、市民で構成される検討委員会の答申を平成19年の秋にいただいて、その後、教育委員会で19年末までに計画案を作成する。そういう計画案を作成して、それをまた市民に広くパブリックコメントなどで御意見をいただいて、20年の6月、半年かけて、案から本計画に移していくということで考えております。20年の6月に計画策定を発表いたしまして、その後、また約2年かけて、実際の地区ごとの課題などを地域の方と話し合いをしていくということで、22年の4月を年次計画のスタートの年としたいというふうに考えております。実際に、この適正配置の対象の学校の数とか、あるいは状況などによりまして、これがやはりなかなか最終的にどこまでかかるかということは、まだ今の段階で話のできるようなところではないと思います。

佐藤委員

確かめませうけれども、平成20年に統廃合の学校が明確になるのですね。

（教育）山村主幹

そういうことでございます。

佐藤委員

それから2年間かけて統廃合していくと、平成22年に終わるのですか、それとももっと続くのですか。

（教育）山村主幹

私の話の仕方がちょっと不十分だったということだと思いますが、平成22年度から実際に適正配置の年次計画がスタートするということでございます。

佐藤委員

その年次計画がわからないので、どういう計画になるのですか。平成22年にスタートしていったら、例えば1校ずつ閉校していくとか、あるいは全校一遍に閉校しなければおかしくなるのでしょうか。どういう形でその年次計画というのは組まれているのですか。

教育部川原次長

適正配置のスケジュールでございますけれども、学校名が出ますのは、計画案の段階で学校名が出てまいりまして、半年をかけた上で各方面と相談、最終的には平成20年の6月、計画を決定する予定にしております。その後、第1次グループといいますか、そういった感じで、その関連する学校間といいますか、そこで条件整備を2年間かけて行ってまいります。これを整理いたしまして、22年4月に第1次グループという形を最初行っていく、実施をする。これは学校数が多くなるでしょうから、これは数次に分けて行っていくことになると思います。

佐藤委員

どうもイメージがわかりません。第1次グループ、では第2次グループも、第3次グループもということではないのですか。

教育部長

具体的な中身は、これから検討していくわけです。そういう中で、あり方を含めて議論になりますので、どの程度がどういう形になるか、それからやり方も含めて、いろいろその中で検討していただこうと思います。そうしますと、全市的な取組になりますので、そういう中でどういう形になるかは別として、全部一斉にやるということは、現実的にたぶん難しいだろうというふうに思っています。ですから、グループの数が幾つになるかわかりませんが、三つとか、四つとか、あるいは五つになるかもしれません。そうしますと、当然その学校の整備の部分で、いろいろな部分が絡んでまいりますので、したがって年次計画でやっていかないとならないだろうというふうに思っています。ですから、例えば平成22年からスタートしてやるにしても、単純に毎年できるのか、あるいは2年置きにできるのか、あるいは場所によっては3年置きになるのか、そういう問題もはらんでまいりますので、相当長

期にわたっての取組になるのではないかとこのように考えておいて、それらの具体的な中身についてはこれからでございますので、いずれにしましても22年から始める、こういうふうを考えております。

教育長

佐藤委員の方から、一遍に全部できないのかというような思いもあったのですが、これまでうちの職員の方からも話してございますように、耐震化優先度調査というのが今終わりました、それとの絡みもありまして、一遍に全部というわけにはいかないのです。と申しますのは、学校耐震度の結果、一部を直したりしますと、当然子供を移動させたりします。ここの学校、AならAという学校を残すというようになりますと、子供を別なところに一時的に動かしたり、そういうこともありまして、一遍に例えば何校、適正配置の代表校として、平成22年になくすると、それは大変難しいことでございますので、何度も答えてございますように、適正配置計画と耐震度の整合性を図りながら、効果的に進めていくしかないのではないかなというふうに承知してございます。

佐藤委員

グループという限りは、1校ではないと思うのです。そうすると、前回やったように、3校対象ということはもう考えられないと。5校、6校という形でやっていかないと、第1次とか、第2次ということが出てこないわけですから。いわゆるその次は大幅に統廃合になるというようなニュアンスだと思うのですけれども、それでよろしいのですか。

（教育）山村主幹

かねてから話してございます全市的な見直しの範ちゅうの中には、小学校、中学校、それから地域を絞ってということではなくて、全市的な視点でということでございますので、今、委員からお話のあったような考え方でよろしいかと思えます。

佐藤委員

耐震の問題が一つあるわけでしょう。これがスケジュールによると、平成20年の初めから検討したいということになっていると思うのですけれども、耐震は全校が対象になっているのですか。

（教育）総務管理課長

小・中合わせて41校でございますけれども、小学校19校、中学校10校が対象となっております。

佐藤委員

29校が対象になっているということは、これからの検討になりますけれども、耐震はオーケーというところは、対象校から外してしまうのかな。

（教育）山村主幹

今、耐震化との関係でのお話でしたが、これからの学校規模、学校配置を考える上では、一つの要素としてそれはございますけれども、まずそのことと必ずしも100パーセントということではないということです。

佐藤委員

100パーセントではないけれども、かなり近いような答弁ですね。耐震というのは、政府の方針からいうと、いつまでにやれというのですか。

（教育）総務管理課長

いつまでということはないのですけれども、着実に、迅速にという指導はございます。

佐藤委員

だから、この耐震といわゆる統廃合というのは、基本的には切り離さなければいけないのだろうと。耐震のためにするとか何とかということ、やはりあってはいけないことだし、確かに地震が来たらいつそこがつぶれるかわかりませんが、一番つぶれやすい市役所がまだ残っているのだから、そういう意味では耐震ということをして第一に考えて統廃合しないで、やはり統廃合は、慎重にやっていくべきだと。一回本当に血にまみれて破れました

から、これは本当にわかるように、そしてこの次に出たときに、ああ、納得できるというやり方をしていかなければいけないだろうと、その辺の考え方はどう思っていますか。

教育部長

委員がおっしゃるとおり、市民の皆さんの意見等を十分しんしゃくしながら、当然、今回の統廃合の中では、やはり一部の地域という意識みたいのが相当あったやに伺ってございます。やはりそういう意味で、私どもは今回、市民全体の、一部ではなくて全市的な形の中でもう一回見直しをして、そういう中で考え方を整理しながら、教育環境の向上を含めて、当然進んでいきたいというふうに思っています。そういう意味では、耐震とはやはり整合性は図っていかないとなりません、耐震化のためにこの統廃合をやるわけではございませんので、そこら辺は十分私どもも考えながら進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤委員

校名を発表してから十分な時間をやらないと、今年発表しましたから来年、再来年やりますということになると、またいろいろと出てきますから、心の準備も必要だし、そういう意味では慎重にやっていただきたいと要求しておきたいと思ひます。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 38 分

再開 午後 4 時 00 分

副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

今日は、いつものように新博物館構想について、主にこれ 1 点について質問するというので、予告をしておりましたけれども、先ほど公明党の佐藤委員の方から、学校の適配について質問がありまして、それを聞きながら、通告はしておりませんでしたけれども、若干それについて質問なり、提案なり、検討していただけたところがあればと思ひましたので、まずそこから話をさせていただきたいと思ひます。

学校適配後の跡地利用について

今、お聞きしておりましたら、今回の適配の計画を時間をかけておやりになるということですが、相当大規模、全市的な適配を中学校、小学校を問わず、大局的にやりたいということですので、私もそのことについては、大変市民の皆さんも理解していらっしゃると思いますので、平等に例えば地区 1 校とかというようなことに、結局そのぐらい大胆な計画をしていく必要があると思ひているのです。

その際、統廃合された後の学校の敷地の利用については、跡地利用委員会とかができて、そこで検討されているというふうには聞いておりますけれども、なかなかその計画が、市民がこれはというような案が出ているふうには見えないです。私はこれ想像していくのですけれども、例えば 3 校あったのが 1 校になるとかとなれば、学校というのは地域の核にあるわけですから、そこが当然小樽市は高齢化率も 26.何パーセントということで、今後、まだ上がっていきますよね。50 歳を超える人が 5 割という状況ですから。そういう人方が、今、いろいろ医療制度も変わりまして、お年寄りで行き場のない人がたくさん出てくるわけですから、そうした中で高齢者の福祉住宅等、そういうものに例えば学校を転用していくとか、これはいろいろ制度的に難しい面があると思ひますが、そういうこ

とも含めて、私はセットで提案をされていければ、非常に地域としては理解がしやすいのではないかと思います。

例えば、学校をそういう健康な高齢者が住めるような施設にさせていただいて、これは民間がやることでも、市がやるのも、公社がやるのもいいわけですが、そこに多少介護が必要な方も入られる。その場合に、3階建てにつくりかえるとか、2階建てでもいいですけども、それを改築して、2階部分に健康なお年寄りが賃貸でお入りになる、下に介護の必要な方がいらっしゃる。そうすると、上の方が下の介護の必要な方の面倒を見る。一緒に地域に住んでいる人方ですから、気心も知れていますし、そういうことが非常に円滑に進むのではないかと思います。それから、地域に住んでいらっしゃる方も、校庭がありますから、例えば校庭を家庭菜園にして、市民農園として貸すというようなことも可能かと思います。そうした中で、地域活動が高齢者を中心に、そこに子供が教育の中で何かメニューを組んでいただいて、学校の方でそれに参加するという、そういう地域助け合い共同の精神みたいなものが生かされる場として活用がもしされれば、これは地域として非常に好ましい部分になりますから、これは多少私も勉強しましたけれども、難しい部分がありますけれども、ぜひそういうことをおやりになれば、国でいろいろ制度もありますけれども、一定モデルケースとしてそういうことを、政治家も小樽市から代議士も出ているわけですから、そういう中から例えば特区でやるようなことも含めて、一定の財政的な支援をいただきながらやれるようなことを今から考えて計画を立てていく、また、それを要請していくということを検討されてはいかかと思いますが、私は繰り返し言いますが、地域はデメリットを受けるわけですから、一定の新たなメリットを生じさせるということは、我々提案する側の義務だと思うのです。そういう意味でそうした施策を、これは難しいかわかりませんが、難しいことに挑戦をして、新たな施策を、これは教育委員会だけでは考えられないと思います。総務部も中心になって、企画政策室が中心になって考えるべきことだと思いますけれども、そういうところでぜひとも跡地利用というのは、企画政策室の方でやっているようですから、そういうところを含めてぜひ今後これにあわせて検討をいただきたいと思いますが、その辺の抱負について、若干ありましたらお答えをいただいて、新博物館の質問に入りたいと思いますが、よろしくお願いします。

（教育）山村主幹

これからの「小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」の議論の中で、恐らく私の想像でございますけれども、そういうようなお話とありますが、提案、そういったことも今までの説明会などの議論を聞いておりますと、あるのかなという気はいたします。

山口委員

企画政策室は何かありませんか。

（総務）企画政策室長

まちづくり、跡利用の関係は私どもで所管いたしておりますけれども、学校とのかかわり而言えば、まずはその適正配置計画、学校の住環境というのをどういうふうに改善していくのかという、そこが中心軸になるかと思っておりますので、まずその議論を広く市民の皆さんの意見を聞きながら詰めていく。その上に立って土地利用のことについては、企画推進という立場で進めていかなければならないというふうに考えております。

山口委員

あまりいい答えでございませぬが、ぜひ私もこういうことはこれから適配の場でも話をさせていただきたいと思っておりますので、一緒に検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

歩道橋について

もう一点、一般質問で歩道橋のことについてお聞きしました。やはりこれの一番ネックになっているのは、通学路に指定されているということです。主に、やはり通学路として歩道橋を設置された経緯がありますので、一般質問の中でも若干話しましたが、私どもの町会の範囲にあります富岡歩道橋についても、今、稲穂小学校の方

とも話させていただいておりますが、一応児童の登下校の際、今はあまり使われていないようだという話をされておりますけれども、問題は放課後、児童館に行ったり、図書館に行ったりするときに使うと、そういう利用状況があるという話もされております。結局そこがネックになって、なかなかとれないというような事例もありますので、その辺について、教育委員会として、今も歩道橋について通学路で指定しているところがあるのか、そこについてはどうなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

（教育）学校教育課長

富岡の歩道橋については、周りの小学校に私どもも確認をしております。学校としては、さほどあまり利用されていないというような話をしておりますけれども、ただ歩道橋自体、端的な例で申し上げますと、例えば緑小学校の前にもございますし、潮陵高校の前と申しますか、国道を渡って潮見台小学校に行くところに歩道橋がございます。そういうところは、学校側としては、やはり国道とか道道、横断歩道を渡るよりは、歩道橋を渡って学校に来てほしいという思いがございます。というのは、やはり歩道橋を渡ることによって、子供が安全に学校に行ける、また帰宅できるというメリットがあるというふうに思っておりますので、その話題については、子供の安全を考えれば、歩道橋があった方がいいのかなという認識はしております。

山口委員

わかりました。それについては、また学校等、地域の問題でありますので、私どもの場合は地域で、総会で決議しておりまして、そういう強い意思を持っていますので、学校ともこれから話をしていきたいと思っております。ただ、教育委員会も、最近の事情と設置されたときの事情というのはもうほとんど変わってきているわけですから、現にやはり地域の通学路というのはいわゆる地域の道路ですから、確かに交通量は多いわけですが、そういう中で横断歩道も設置されているわけです。これはなぜできたかといいますと、当然バリアフリーに対応するとか、都市の景観とか、一般質問で申しましたけれども、そういう公の利益をやはり優先をしてやることは当然のことですから。事故のないように、例えば町会の方も、通学路の見守りをやるとかすれば、これは解決できる部分があるわけですから、そういう意味で前向きにぜひ教育委員会の方としても検討していただきたいと、こういうふうに思います。これは答弁は要りません。

新博物館構想について

新博物館について、質問をさせていただきます。今回実施設計の予算を出しているわけですが、これは、実際にいつ発注されますか。

（教育）八木主幹

設計の発注につきましては、建設部の方に依頼をさせていただきますけれども、この議会で予算が承認されましたら、速やかに手続をいたしますということをお願いしております。

山口委員

そうすると、時期的に7月の頭ぐらいになるわけですか。

（教育）八木主幹

大体そのような時期になるかと思っております。

山口委員

発注される内容について、詳しく教えてください。

（教育）八木主幹

発注の内容ということでございますけれども、今回の基本計画図として、6月16日に資料として配布いたしましたけれども、このときに中央展示館の展示あるいは内装等の工事の設計、またエントランス部分で若干修正を考えておりまして、その中に、フィールドの中でフェンス等の工事が発生しますので、その辺の設計、そのような内容になっております。

山口委員

実施設計を発注するという事は、これは基本設計でございませんので、大体どういうことをやるかということのプランをお持ちなのだと思います。基本的に、今回、これが新博物館基本計画という形で、「案」ととれて、「計画」になったと思うのですが、この中で図面も添付されております。これの大体の配置図がありますね。これでも大体どういうことをやるのかというのは、図面の上ですとわからないし、これを見ても、やる内容についてはわからないのです。まず、この出している図面に沿って、どここの場所がどういうことをやるのか、又はどういうふうな改装工事をされるのか、それについて個別に教えていただきたいと思っております。

（教育）八木主幹

それでは、基本計画図の内容ということで説明いたします。

まずは 1 階の部分についてでございますけれども、これまで中央展示館の外に、改札口ゲートがございました。それを今、廃止することを考えてございます。そして、1 階のエントランスホール、ここからしづか号のあります手宮ホールがあります。こちらに面する部分に、新たに駅をイメージした改札口を設けたいということで考えてございます。1 階のこのエントランスホールに面しまして、ミュージアムショップがございまして、このミュージアムショップは、エントランスホールの中に移しまして、このミュージアムショップの跡にレファレンスルームということで、学芸員を配置したデジタルアーカイブ等も置いた、そういった紹介コーナーをつくっていききたいというふうに考えてございます。そして、このレファレンスルーム、エントランスホールについては、改札口の外ということで、無料のゾーンということで考えていききたいというふうに思っております。

次に、手宮ホールから第 1 展示室の方でございまして、この部分は鉄道資料等がほとんどですので、これにつきましてはおおむね残していきたい。リニューアル等をかけていくということは考えてございます。そして、手宮ホールから奥の方に、ベンチャーというシミュレーションの機械がこれまでありましたけれども、これを撤去いたしまして、その中にデジタル投影の可能なプラネタリウム館ということでの新設を考えてございます。そして、第 1 展示室の奥に、ちょっとあまり使われていないといいますが、シミュレーション等がありまして、その周辺については、若干展示がえも可能なという判断をしております、このコーナーに蒸気と鉄道の科学というコーナーを配置したい、これは新しく展示がえということで考えてございます。

1 階につきましては大体このようなことで、次、2 階でございまして、2 階につきましては、今、第 2 展示室がございまして、ここには自動車、オートバイ、自転車、そして船舶などの展示をしてございます。これらについては、移設又は収蔵・収納ということを考えてございまして、その跡に博物館的なものになりますけれども、企画展示室、そして科学展示室といったものをここで設ける。ただ、科学展示室の仕切りににつきましては特に設けないで、ここをフリーに、移動もして、展示ケースも移動することによって、フリーにスペースを使えるような空間として、特別展などにも使っていけるような、そういう形を考えてございます。また、当初レストランとして使っておりまして、これまで休憩室として臨時に使われておりました部分、ガス、給配水施設もございまして、ここを実験室として改修していきたいというふうに考えてございます。中央展示館につきましては、以上のような概要で考えております。

山口委員

レファレンスルームというのは、基本的に学芸員を配置すると、今おっしゃっていますけれども、これは常時配置するのか。

（教育）八木主幹

職員配置によって、何人配置できるかわかりませんが、基本的に常時ここに学芸員がいるという体制にしたいと考えてございます。

山口委員

企画展示室というのは、これは博物館の色分けになっていますけれども、ここは基本的に常時企画展示をやるわけですか。

（教育）新博物館開設準備室長

2階部分の企画展示室部分に想定しているところでございますが、活用方法といたしましては、まず一つは、年じゅうサイクル的に企画展示若しくはそれに類したものの展開をしていきたいと思っております。したがって、博物館に収蔵されておりますさまざまなコレクションをこの場で公開するということを大きな目的に置くこととされています。さらには、現在、大規模な重要文化財あるいは国宝クラスの展示のできるスペースというのは本市にございませんので、そういうスペースにも使えるような、そういうエリアにしたいというふうに思っております。

山口委員

常時そういうことをおやりになるということになると、例えば今、収蔵品で持っているものも展示するだけではなくて、例えば全国の巡回展みたいな形でお借りをしてやるというような部分もありますね。これは準備が大変だと思いますけれども、そういうものでずっと埋めていくということですね。はい、わかりました。

一般的な、今回お出しになったものを見ますと、まず先に聞きますけれども、この企画展示室というのは、例えば今、博物館に資料があります。それから、いろいろ分散をして、収蔵品を持っていらっしやいます。そういうものを企画展で展示をされる場合もあるわけですよ。主に今博物館が持っている収蔵品、現博物館にある、そういうものは、何か動かして常に展示をするということはないのですか。使ったら戻すということですか。

（教育）新博物館開設準備室長

ちょっと説明不足の部分がございました。基本的には、現在ある博物館の展示しているコレクション、我々は一般的に常設展示と言っておりますが、その部分ではなくて、むしろ収蔵庫に入っている貴重なコレクション、それらをこれを機会にお披露目したいという思いがございます。

山口委員

そうなりますと、当然ここにも学芸員が常に配置される格好になります。3館統合した場合、科学館は全体で移ってきます。博物館は基本的にはどういう形になるか知りませんが、名前が変わるかも知れませんが、基本的には今の収蔵品等展示は変わらないということですね。手は入れないわけですよ。規模は同じにあるということですね。それで、全体で学芸員のマンパワー、いわゆる現博物館、それから3館統合と言っていますけれども、ここにいる学芸員は、合わせて何名になりますか。

（教育）新博物館開設準備室長

現在、学芸員で発令している職員数でございますが、博物館に2名、それから科学館に4名、都合6名発令しております。

山口委員

私は、これを聞くと、相当無理があると思います。例えば、レファレンスルームに常時1名学芸員を配置する。これは、博物館の学芸員になると思います。企画展示室は、博物館対応とっていますから、ここにも学芸員がいるわけですよ。現博物館、ここはどうやって運営しますか。

（教育）新博物館開設準備室長

現在の博物館は、おおむね今の状況で残そうと思っております。ただ、一部リニューアルは当然かけなければいけないところもございますので、それは別として、おおむね現状というふうにお考えください。人員配置ですが、これから事業展開をいろいろ考える中で、適当な人員配置も加味していかなければいけない部分があるのですが、当面は現在の学芸員、今、御質問に対して答えさせていただいた人員というのは、学芸員として発令している職員数でございますが、それ以外に嘱託で発令している学芸員が現在3名です。それから、学芸の補助で事務職員です

が、学芸員補的な役割を果たしてくれている職員が 1 名おります。そういう全員になるかどうかというのは、これから次のステップでの議論になると思うのですが、そういう人方を集約することによって、ローテーションを組ませるとことは十分可能だというふうに思っております。ただ、2 階の企画展示室に学芸員を配置するということは、レファレンスをしなければいけないときには配置はしますが。

（「1 階でしょう。レファレンスの方でしょう」と呼ぶ者あり）

2 階の企画展示室です。

（「2 階の」と呼ぶ者あり）

はい。2 階の企画展示室は常設状態になる嫌いはありますが、あくまでも企画展示室として展開しようと思っておりますので、そこに常時学芸員がいるという状況は、今のところ想定しておりません。あくまでも列品解説等に学芸員を持ってくるとことは十分あり得ますし、学芸員が館内を巡回するということは当然あり得るというふうに現在思っているところです。それと、レファレンス部分につきましては、学芸員を配置するという予定は、先ほど答弁させていただいたとおり考えています。

山口委員

もう一つ印象を言わせていただきますと、ほとんどこれ面積的にいったら、鉄道資料と科学館的な要素で占めていますよね。企画展示室だけが、いわゆる企画展で博物館でお使いになるという形になりますよね。新博物館とおっしゃっているわけですが、行った方の印象として、これは鉄道記念館と科学館が合体した施設ではないかというふうに思われると思うのです。現在の博物館は非常に歴史的建造物としても明治 23 年に建った小樽を代表する倉庫です。木骨石造物としては、言ってみるなら全国に類のない倉庫なわけです。だから、その倉庫の中で、これは仮だと言っていますけれども、十分に、言ってみるなら子供の学習とか、修学旅行とか、体験学習でいらっしゃる方というのは、大変寄っていただいて、そこで勉強するというのもあるということですよ。期待をされている。小樽の人も、博物館としては非常にふさわしい建物だと思っていられる部分もあると思うのです。そのところで、企画展をするには大変狭い部分もあると思います。私は、そこに博物館としてはきちんと置いて、いわゆるこの交通記念館の中に、一部そういう言ってみるなら企画展示室を設けられたわけですから、そことも連携をしながらやるというのはいいと思いますけれども、ここに人間的な機能、そういうものを全部移して、ここから現在の博物館の方に事業を回すようなシステムというのは、言ってみるなら博物館のある意味では質、そこが落ちる心配が私はあると思うのです。どちらも中途半端になってしまわないかと。科学館には、学芸員は、先ほど聞いたら 4 名いるということですね。4 名のほかに、嘱託員はいますか。

（教育）新博物館開設準備室長

学芸の補助をしていただく嘱託員が 1 名おります。

山口委員

これにまだ交通記念館の学芸員がいますね。1 人ですか。

（教育）新博物館開設準備室長

はい、現在、臨時職員で 1 名入っております。

山口委員

確かにこれだけの大きな建物をやるのに、今、私が話しているように、博物館が元のメンバーで動く、結構あの博物館をやっていくのに 2 名の学芸員、3 名の嘱託員、1 名の事務員ですか、一定程度知識はお持ちだというふうに聞いていますが、これで目いっぱいやってきたところがあるわけです。この方々が全部この館に行くと、科学館が 4 名で嘱託員 1 名、それに交通記念館の臨時職員でも学芸員でもある方が 1 名、これだけ人数がいれば、この館はやれると思います。ちゃんとしたことをやるには、そのくらい必要だと思います。しかし、博物館の方にも行かなければならないわけです、これ、そうでしょう。そうなってくると、相当私は無理があると思います。少なくとも

も、どうですかね、これ、やること自身が、科学館といわゆる従来の交通記念館の要素だけなわけですから、ここは科学館の 5 名、それと交通記念館のいわゆる臨時職員で 1 名、それプラス、言ってみるならボランティアの方々等、補助員を有償である程度やっていただけることであれば、私はいけるのではないかと思うのです。あえて博物館をここに入れ込むというか、理由というのは、この図面上から言うと、これはないように思いますけれども、その辺はどうですか。そういうような変更というか、そういうことはこれからも可能ですか。

（教育）新博物館開設準備室長

私どもが考えていますのは、現在の博物館と現在の科学館、それらを機能的に総合して、旧交通記念館を活用した新たな展開というのを今プランとしていると。すなわち、交通資料も博物館にとっては貴重な博物館資料でございますし、あるいは科学的な資料も博物館的な資料に入りますので、むしろ資料としてのエリア分けではなくて、小樽市教育委員会が保有しているこの学芸スタッフの能力、知識頭脳を融合させることによって、非常に広範な市民サービス、子供たちに対しての教育情報のサービスができるだろうというふうに考えているわけで、それだけで面積的には広がりますが、今、現有の学芸勢力で十分ユニークな小樽市の新しい博物館というのはでき上がるというふうに思っているところです。

山口委員

あと、何か昨日斎藤博行委員も聞いておりましたけれども、講座をやっていましたよね。それから、学校に出向いて出前講座なんていうこともやりましたよね。それ市民サービスとしてやっていたということですよ。重要な要素としてやったと思いますけれども、このマンパワーで、そういうことも含めて継続してやられますか。

（教育）旭主幹

現在、科学館で各種講座を行っております。また、出前講座などもやっておりますけれども、新しい博物館においても、さらにいろいろな意味でのサービスを加えたような形で、何とか展開ができるものというふうに考えております。

山口委員

言葉では何とでも言えるのです。実際に動いていったときに、要するに例えば科学館の学芸員の方や囁託員の方々は、例えば新たにいわゆる実験室で実験をやらなければいけない、レファレンスルームでも一定の仕事はしなければいけないわけです。科学展示室ではいろいろな企画もされるでしょうし、いろいろやったりする。なおかつ、鉄道資料に対する説明もやらなければいけないということになりますね。そういう仕事がいっぱいあるわけです。そういう中で、講座もやらなければいけないわけです。それで、例えばこの間もおっしゃっていましたけれども、相互知識を習得をしようということですね。例えば、人文系のことも含め、科学館の人は勉強するのだと、研修に入っているとおっしゃっていましたよね。全体でそれを学習しながらやるというふうにおっしゃっていますけれども、私はそんな簡単なものではないと思うのです。これまでずっと自分の専門分野をやってきた方が、例えば半年ぐらいの研修で、私はボランティアで説明できるぐらいの頭にしか入らないと思います。学芸員ですから、でも別な分野をしっかりと説明しなければいけませんね。ああいう人方というのは、いわゆる耳学問で聞いただけのことは言わないのです。自分が勉強をして、本当に確かめないと。これは絶対確信を持って言えるということしか、学者の方っておっしゃらないのです。私らはいいかげんなことを言えます。だから、そこは違うのだと思います。いいかげんというのは、裏づけがあればすぐ言うのです。裏づけが違ったらそれは、これは裏づけが違ったのだと言えればいいわけですから。でも、そういう学者の人はそうではないのです。大学の教授もそうですけれども、もう本当にしち面倒くさいというところがあるのです。だからそういう意味で、そんな簡単に、半年研修を受ければ、学芸員として違う分野も話ができますというふうにはならないのではないかと私は思うのです。

だから科学館が移ってくるのはしょうがないですよ。あの館を新しくして、もう一回つくり直すなんて財政の余裕がありませんから。もともとこの計画というのは、整理縮小でしょう。要するに、言ってみるなら最初のきっか

けというのは、科学館をどうしようと。交通記念館も赤字で苦しんでいるから、いつまでも放っておくわけにいかない。そこで、交通記念館とまず科学館を一体化しようということでしょう、話は。それに何で博物館がくつったのか、いまだに私はわからないのです。だから、当初のそのこのところに移してしまった方が、もっと簡単にできるのではないかなと思います。それから、敷地の問題がありますからね。敷地の活用を真剣に考えたときには、これは当然また新たな学芸員とか、嘱託員とか、ボランティアとかを入れないと、やれるわけではないですね。そこで初めて考えたらいいのではないですか。

もう一つ、名前です。新博物館と言ったら、みんな中へ入って、ええっと、こうなると思います。博物館というのは、ある意味ではそれは科学の要素も入りますけれども、どちらかと言ったら人文系です。考古学の発掘品から、物品整理に至るまで、一つの人類の歴史を物によって、資料によってわかるように説明できるということだと思えます。これはいろいろな人間の活動分野がありますけれども。だから、そういう私もこの館が本当に担える館なら、博物館でもいいです。実物を見たら、これそうではないではないですか。どちらかと言ったら、いわゆる企画展示室で何かイベントをやるということでしょう。言ってみるなら、収蔵品を持ってきて、デパートの何とか展みたいなやつをやろうということでしょう。あとは、これは極端な話をしようとしているのですが、おいおいということになると思います。これ、どうですか、名称は本当にこれ新博物館でやるの。私は違和感があると思います。

（教育）新博物館開設準備室長

まだネーミングについては確定しておりませんので、何とも言えませんが、あくまでも仮称の形ではございますけれども、今は、（仮称）新博物館として動いているところでございます。博物館的な要素ということでいろいろありましたけれども、鉄道資料も 1 級の博物館資料でございますので、そういう意味では我々学芸の世界では、博物館というのは本当に小樽市にふさわしい博物館というふうに逆に自負しているところもございますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

山口委員

名称については検討をされる要素はあるということですね。これはお願いしておきます。

もう一つ、懇談会を開かれるというふうにおっしゃってましたね。7月の早い時期でしたか。これはどうやって開きますか。

（教育）旭主幹

議会終了後、7月の早いうちに開催する、そんな予定で今進めているところでございます。各種関係団体、それから一般の利用者の皆さん、市民の皆様にも呼びかけた形で行いたいというふうに考えております。

山口委員

何回やるのですか。

（教育）新博物館開設準備室長

当面、まず一度やろうということ今考えております。なにしろこの種の懇談会というのは初めてでございますので、現在はとにかく一度はまずやるということで準備を進めているところでございます。

山口委員

アンケートをとられましたね。アンケートの項目、内容、それをお知らせください。

（教育）旭主幹

どういう内容かといいますと、まず居住地域、年齢、それから各館それぞれの利用回数、それから新しい博物館の常設展示に期待するもの、それから特別展の興味あるテーマ、それから設備・機能に対しての期待する活用方法、そして新しい博物館でのこの新たな講座などの事業、そしてさらに御意見・御要望、こんな形で 8 項目を行っております。

山口委員

私たちに渡していただいたこの計画、これを示してアンケートをされたわけではないですね。

（教育）旭主幹

はい、そのとおりでございます。

山口委員

そうすると、懇談会を開くわけですけれども、そのときにはこの資料は出しますか。

（教育）旭主幹

その基本計画についても説明をしたいと思っておりますし、また、今回のアンケートの結果についても説明したいというふうに考えております。

山口委員

教育長は意見を聞いて反映させたいというふうにおっしゃっていました。計画案が一定程度骨子のものが説明をされて、それを基に議論をするということが初めて議論の始まりだと私は思っておりますけれども、そういう意味で、懇談会をまず一回やろうというふうにさっきおっしゃいましたけれども、私は例えば博物館の友の会、それから科学技術館の運営委員会の方々、こういう方々は、内容についてこれから議論をするつもりでいるわけです。総論は賛成しました。しかし、中身については議論が残っていますとおっしゃっています。そういう方々とは、今後どのように議論をされていく予定でおりますか。

（教育）旭主幹

この後、近いうちに科学館の運営委員会、それから合同での協議会等を予定してございます。

山口委員

それによって計画の修正というのはあるのですか。

（教育）旭主幹

この後の実施設計に向けてという意味では、そういうチャンスは十分あるというふうに考えております。

山口委員

今おっしゃった十分あるという理由を説明してください。

（教育）新博物館開設準備室長

ただいま答弁申し上げました内容でございますが、一つは基本設計としてあらかじめゾーニング、それからあらかじめのテーマというのは、基本計画の中で固まりまして、それから具体的な中身の部分に、実施設計の段階に入っております。したがって、その実施設計の段階で、ここの面積がちょっと狭いとか、あるいはこの面積を少し狭くしてこういうものがあってもいいとか、そういう議論は本当にその中身の部分でこれから議論されて、本来の実施設計書というものが立ち上がりますので、そういう意味で変更があり得るという意味でございます。

山口委員

いずれにしてもプランが示されて議論をしていくということですね。なぜそういうことが大事かと言いますと、私たちはこう決めましたと、あなた方は協力してくださいでは、この館に応援できないのです。さっきマンパワーの不足ということを私は力説しましたけれども、これは絶対不足しているのです。そういう方々の応援なしに、この館の円滑な運営はできないと思います。もう一つ大事なことは、大勢の方の協力を得るためには、大勢の方々に相談をかけて、当事者意識を持っていただく。自分はここは協力できる、ここも協力しようということが醸成されて、初めてうまく立ち上がるのです。あそこは重要な施設ですから、私は立ち上がりで失敗ということはできないと思います。まだたくさん質問することがあるのですけれども、時間がないからやめますけれども、どんな事業をやるにしても、スタートでつまずいたら大変評判を落としますから、前と一緒に。必ず入館者は、どんどん落ちて行くのです。もちろん財政がないですからね。これは維持・管理費は物すごくかかる建物だと聞いています。

そういう中で、黒字にしようとは言いません。赤字にどうせなるのですから。持ち出しするわけですから。社会教育施設として非常に充実したものにならないと、これは市民の負託にこたえられないわけです。だから、私はそこを非常に心配するわけ。

最後に聞きます。そういうことからしても、まだまだ準備がうまくできるとは思いません。それから、市民の意見も、これはプランができてからいろいろな御意見をお聞きして、なおかつ当事者意識を持っていただくということです。自分も議論に参加している。その中でできた施設だということをやるには、今の手続では不足しております。そこから考えても、それからもう一つ、昨日斎藤博行委員も聞きましたけれども、変化球で機関車庫 3 号の工事を見せる。これについても、私は大変疑義があります。全部シートで足場をかけて覆うわけでしょう。それを外から見るといえるのでしょうか。そんなの、どんなにして見ておもしろいの。私は中に入って、せいぜい一回か二回か、工事の休みのときに中に入らせていただいて、今どういう修復工事をしているのかということ学芸員が説明するのが、公開というものです。常時イベントプラザから、窓からシート沿いに中を見たって、何もおもしろくないです。そんなことが一方でありながら、オープンをして、隣は工事中だというのが、何でそんなに急いでやらなければいけないのか。そのときの答弁は、市民サービスをとめるわけにいかないと言っているわけです。いいのではないですか。科学館が 9 月まで閉めるというのを 12 月に延ばしたでしょう。もっと延ばしたらいいではないですか。交通記念館は、ただ 2 年閉まっているだけです。何で一緒にやらないのですか、その理由がわかりません。まだ延ばせるのではないですか。それを聞いて最後にします。

教育部東田次長

いろいろと御指摘をいただきましたけれども、まず最後の方にありました機関車庫 3 号の見せ方なのですけれども、それにつきましては、昨日の答弁の中では、恒常的という表現も出ていたかと思えます。恒常的というのは、山口委員がおっしゃるとおり、多少無理があると思えます。そういうことから、ビジュアルというか、画像を使ったり、パネルを使ったりして、今機関車庫 3 号が修復されているということはやっていきたいというふうに思っていますし、あとはイベント的な要素と言われるかもしれませんが、講座という言い方をさせていただきながら、できるだけ回数を中に入れて見られるような形をとっていきたい。それは、当然、素人が説明をするのではなくて、文化庁若しくは文化財研究所とか、そういうところからお見えになった学者の説明を使ってやるということまではやっていこうというふうに思っております。

山口委員

今後のこのことについては、上手に議論をして、質問をしていきたいと思っておりますので、これで終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、共産党の方から市長の出席要求が出ていますので、市長が来てから始めさせていただきます。

（市長入室）

共産党。

菊地委員

介護予防プランの作成について

代表質問で、介護保険のことについてお尋ねしました。予防プランの作成については、どこが責任を持って行っているのかについて詳しく教えていただきたいと思っております。

（福祉）地域包括支援センター準備室長

予防プランの作成の委託の関係でございます。基本的に、法的には包括支援センターが作成することが原則となっております。ただ、地域の事情とか、業務量の中で、居宅介護支援事業所に一部委託することができる、こういう

ことになってございまして、今、私どもの方では、在宅介護支援センターの設置法人等 7 法人に包括支援センターの委託を受けてやっていただけないかということで、今、協議をしております、実際に法人が出ていただけるかどうか、まだ未確定な状況の中で、今、私どもが考えておりますのは、基本的には包括支援センターで作成することとしたい、こういうような基本を持っております。ただ、実際に包括支援センターをやっていただける法人のお考え、あるいは居宅介護支援事業所のお考え、それから一方では介護保険の理念でもあります利用者の自己選択・自己決定、こういったものも加味をしながら、運営協議会の意見も踏まえながら、最終的にはどうするかと決定をしていく、このように考えております。

菊地委員

地域包括支援センター業務を委託したいという方向で動いているという答えをいただいています。そういう場合、まだ今の答えでは固まったものではないので、ケアプランの作成についても、最終的な判断には至らないと思うのですが、地域包括支援センター業務が委託になった場合のケアプラン作成については、費用のケアプラン作成費について、つくった施設なり、ところに、どれだけというか、単価できちんと支払われるのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

（福祉）地域包括支援センター準備室長

包括支援センターが居宅介護支援事業所にケアプランの作成を委託した場合、その介護報酬はどうかということでございますけれども、包括支援センターを設置する法人のお考えもございましょうけれども、私どもとしては 1 件 4,000 円と、介護報酬の単価が決まっておりますので、そういう線で協議をしてみたいと、こういうふうにご考えております。

菊地委員

代表質問のときにも、ケアマネジャーの 1 人当たりの要介護者の担当件数が、上限 35 人になったということで、介護難民の話をちょっとさせていただきました。いろいろジブシーのようにさまよって、小樽市がきちんと施設とケアマネジャーを紹介して、そういうことのないようにという手だてをとっているとおっしゃっていましたが、窓口の一本化といいますか、小樽市に最初に相談したら、きちんとどこどこを紹介していただけるというような最初の入り口は、そういう一本化というのはできないものなのかということについてお尋ねしたいのです。

（福祉）介護保険課長

軽度者、要するに要支援、要介護 1 の方々が、ケアプランをつくっていただく居宅介護支援事業所が見つかりにくいというのは全国的にありますけれども、市長も答弁しておりますけれども、私どもで市内のケアプランをつくっている介護支援事業所の連絡協議会がございまして、そこと密接に連絡をとりまして、まずうちの方に直接苦情として来た部分については、私どもで紹介をしております。それと、今、介護支援専門連絡協議会の方には、もしそれぞれの会員の事業所に軽度者のケアプランの依頼があって、そのときに担当件数の上限の関係で受けられないときには、私ども介護保険課に御連絡をいただくなり、あるいは関連の事業所間でその調整ができるように、これはその協議会の会長の方からもそういうお話をいただいておりますし、近日中にある会合でも、その話を私どもの方からしようと思っておりますけれども、そういうことで小樽市と介護支援専門連絡協議会との間で、そういうようないわゆるケアマネ難民あるいは介護難民と言われる方々が出ないような、そういう方策を今検討中でございますので、よろしく願いいたします。

菊地委員

ぜひその方向できちんとやっていただきたいと思います。

ふれあいバスについて

続いて、ふれあいバスについてお尋ねします。

昨年 4 月からはバス券方式、その 1 年前から一部有料化ということで、ますますバスを利用しづらくなったとの

声が聞かれるのですけれども、この間の利用者の推移というのはわかりますか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

ふれあいバスの利用者の実態でありますけれども、平成16年度と17年度では制度のやり方というのが違っておりました。16年度はワンコイン方式ですので、実態の利用者数というのは、あくまでも中央バスの推計の範囲でしか私どもつかんでおりません。17年度につきましては、実際に売れた販売実績に応じて中央バスに支払をしている形になっておりました。その券が実際に全部使われた段階をもちまして、それが実績であろうというふうに私どもの方では考えております。17年度の実績で言いますと、ふれあいバスの回数券の総販売冊数といたしましては、26万4,000冊程度というふうになっております。

菊地委員

26万4,000冊掛ける10が枚数ですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

1冊10枚つづりになっておりますので、掛ける10回という形が回数になっております。

菊地委員

それは、販売された数であって、利用された数ではないですね。

（福祉）高齢・福祉医療課長

そのとおりでございます。実際に利用した数ではなくて、あくまでも販売した数でしか本市としては押さえておりません。

菊地委員

平成16年度はワンコインで、制度そのものが違うのでおっしゃったのですが、以前にちょっとメモでいただいたふれあいバスの利用状況で見ますと、これは中央バスが実態調査したものですので、16年度と17年度では、平日で2割、土日で3割落ちています。回数券方式になってから、このバス券を購入できるのは営業所とバスの中だけですよね。

（福祉）高齢・福祉医療課長

現在、ふれあいバスの回数券の販売につきましては、委員のおっしゃるとおり、バスターミナルとバス車内だけという形になっております。

菊地委員

一般的な中央バス、それからJRバスの券を取り扱っているお店なり、そういう場所は市内の各所にあるのですが、そこで一緒にこのふれあいバス乗車券を取り扱うということはできないことなのでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

現在のところ、バス車内で回数券を買うということで、私どもの周知で、利用者の方から回数券の販売所がないために回数券が購入できないという声は、特段聞いてはございませんけれども、今、委員がおっしゃるように、購入場所が増えるということで利便性が図れるという面もございますので、できないかどうかを含めて、バスターミナル以外の販売について、バス事業者とは相談することは可能かと思います。

菊地委員

私自身がバスの中で券を買うということは、すごく不安に思うことなのです。高齢者の方が、動いているときは買わないまでも、とまったときにしても、時間もかかりますし、大変危険だということもありますし、運転手が露骨に嫌な顔をするという報告も聞いています。そういうことでは、バスの中で買わなくてもいいように、扱う場所を拡大するということをぜひ進めていただきたいと思うのですが、それにしても、そういう手間暇かけるよりは、ワンコインで乗れる方式をぜひ復活してもらえるように、中央バスとの交渉をしていただきたいとも思いますが、その点については、なぜそれを言いますかというのと、このバス券導入については、あくまで利用人数の把握という

点もあったと思うのですが、それが大体できたのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがなのでしょう
うか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

販売冊数という部分につきましては、一定程度の販売量も年間で見えてまいりましたので、その辺については見
えたという形もあるかと思えますけれども、初年度ということもありまして、年度当初にまとめ買いたというよ
うな方もございますので、その辺の部分が整理されるのは、昨年から始まったという、やはり 2 年目の今年度ぐ
らいで一応平準化して、本当の数字が出てくるのではないかと思います。ですから、その辺の数字を改めて見た中
で、どのような方式がいいか、今後、市として考えていかなければならないというふうに考えております。

北野委員

財政再建推進プラン実施計画と収納率の向上について

市長の出席をいただきましたので、最初に財政問題について伺います。

第 1 回臨時会で、14億5,000万円の繰上充用が行われたわけですが、財政再建推進プラン実施計画の収支試算にど
ういう影響というか、プラスになるかと思うのですが、これについて伺いたいと思います。

（財政）中田主幹

今年の 2 月に出しました財政再建推進プラン実施計画におきましては、平成17年度の収支赤字額を20億円という
ことで見ておりました。今回、第 1 回臨時会で14億5,000万円の繰上充用をしていることですから、約5.5億円改善
したという形になります。

北野委員

だから、プラスになったということですから、市長に聞きますけれども、障害者自立支援法の 2 億円でも議論し
ましたけれども、5 億5,000万円、計画よりプラスになっているのです。市民の皆さんに大変な御苦労をおかけして
この計画を進めているわけですから、この改善された 5 億5,000万円、これを市民の皆さんに新たな事業あるいは打
ち切ったり制限した事業の一部復活、そういうことも総合的に勘案して、市民への還元を検討されるつもりはない
か。

市長

確かに 5 億5,000万円ほど改善されていますけれども、依然として赤字なわけです。それを市民に還元するという
ことには到底ならないのではないかと。もっともっとこれを予定よりも早く黒字化をしていかなければならないとい
う大命題がありますから、その中で現状で 5 億円出たからすぐこれをということにはならないと思います。

北野委員

後からも申し上げますけれども、これは長くしばらく続く悩みだと思うのです。ですから、いわゆる市民の協力
でそういうプラスの兆候が出たときに、可能な限り、全額とは私は言っていませんから、可能な限り市民の皆さん
に還元して、市長は市民のことを絶えず思ってくれているということを知らせるのが、このプランを実施していく
上で市民の支持をとりつける、市民の支持を得る最大の力になると思うのです。そういう点で、そういうつれない
返事をしないで、考えておいていただきたいです。

結局、前回のときもそうです。40億円の効果額を上回って、54億円ですから。それでも財政が好転しないで、よ
り深刻になったのですから。だから、後で申し上げますが、政府の動きから言えば、いくらこれを計画を上回って
やったって、果たして小樽市の財政の再建の展望が見えるのかという心配は、依然あるわけですから、これはちょ
っと考えていただきたいということです。

それから、平成18年度で既に14億5,000万円繰上充用で食っているわけですから、今後18年度の予算執行で留意す
べき点について、財政再建推進プラン実施計画に沿って、具体的に説明をしてください。

（ 財政 ） 中田主幹

平成18年度予算につきましては、何回も説明させていただいていますけれども、財政均衡をとって収支均衡予算といたしました。そして、財政再建推進プランでは18年度で新たな収支均衡予算といたしますので、新たな赤字が発生しないということで、財政再建推進プラン実施計画では20億円の17年度末をそのまま20億円としています。今回、14億5,000万円となりましたので、そのまま14億5,000万円という形になるかと思えます。そして、予算の措置されている内容に財政健全化の取組なども書いております。そして、これを着実に実施していかなければならないというふうに思っています、今後の財政需要とかもいろいろありますけれども、決算においても収支をとれるような形の、18年度単年度の新たな赤字を出さない形で予算執行していかなければならないというふうに考えております。

北野委員

財政部長に伺いますけれども、この4月17日に、財政部長名で、平成18年度予算の執行についての通知を出していますね。その中で、別紙1の留意事項の歳入の市税のところ、収納率の向上と早期納入に全力を尽くすというふうになっていることをはじめ、幾つか書かれているわけです。結局、今年の第1回定例会で、20億円の赤字だと、こう言っていて、第1回臨時会では、5億円縮めて14億5,000万円が繰上充用になったわけです。だから、管理経費を中心に18年度の予算執行で、単年度で幾ら縮めるつもりなのか。主幹は慎重に述べて14億5,000万円とんとんでいくと言ったけれども、財政部長としては、そんな甘いことならだめだと。もっと黒字を出して縮めたいということで、この通達を出していると思うのですけれども、幾ら見込んでいますか。

財政部長

幾らという額は、ちょっと示せませんが、少なくとも今主幹が申し上げましたように、平成18年度の編成はゼロ・ゼロといいますが、収支均衡を図ったわけなので、この単年度の赤字は本当にもう増やさないという、そういう心構えで今進んでいます。その財政再建推進プラン上は、19年度も20年度もやはり単年度の収支というのは、赤字になって累積が増えていく状況なわけなのです。ですから、決していい状況ではございませんから、当然といいますが、例年やはり年度末へ行きますと、この出納閉鎖の間にやはり不用額だとかなんかは出てはきますけれども、しかしながら一方、やはりその歳入の面で、いろいろ当初の予算どおりにいかないという部分もございますから、不用額は一定程度出るにしても、全体でそれでは幾ら縮めるつもりでやるのだと言われても、今は私の口から幾らという形ではちょっと示せません。

北野委員

前後して恐縮ですが、今、私が引用した財政部長の通知も、留意事項で、市税の収納率向上に努めるというふうにあるので具体的に聞きますけれども、前から指摘している旧マイカル小樽の固定資産税の滞納、新聞報道では15億円だと。私どもが推計したら20億円ということでしたが、マイカルの関係者がマスコミに漏らしたということらしいのですが、15億円ということで、皆さん方も何のコメントもないと。この過年度分の滞納を、収納率を上げるとなれば、ここを改善しないで収納率を上げるというふうにはなかなかないと思うのです。だから、私はそのことも含めて、財政部長の名前で出した通知に基づいて、幾らもくろんでいるのかという具体的な点で、このマイカルのここに目をつける以外方法がないと思うのです。幾ら払ってもらおうつもりですか。

財政部長

いつもの答弁パターンで大変申しわけございませんけれども、個々の事例について具体的に答えることは、私の立場上というか、職務上できないのは十分おわかりのことと思います。しかしながら、いわゆる滞納されている方に対しても、それはきちんと担当者が日々交渉をしております、そしてその現年度、ないしそれが無理ということであれば過年度に幾らとかという形の中でいろいろ交渉しております。そして、その分納の計画を出させて、そして定期的に幾ら幾ら払うという約束の下でやっております。今、具体的にお話のあった点についても、そういう

意味では、同じような考え方で当然できるものであるし、やっていかなければならないし、常日ごろ我々はそういう姿勢であります。

北野委員

市長は、財政部長よりも、秘匿の義務は負っていないそうですから、市長にもお答えいただきたいのですが、そういう一般の滞納している方にお話しして、そして個別の納入計画を持っていただいていると。だから、旧マイカル小樽についてもそういうふうに行っているということなのですが、市長が平成16年の2月以降、19億円の赤字予算を組まざるを得なかったときに、日経ビジネス等で、何回も引用しているように、10億円という滞納額を初めて明らかにされました。それ以降、努力していると言うけれども、結局、仮に滞納が15億円と推定すれば、市の努力にもかかわらず滞納が増えていっているということなのです。だから、10億円が固定したままではないわけです。だから、財政部長が庁内にそういう通知を出して、それ頑張れと言っているけれども、この一番肝心なところでも逆に増えているということを心配するのです。だから、その辺について、市長としてどういつもりで臨むのか、改めて市長の御見解を聞きたい。

市長

確かに、OBCからの税が非常に大きい額です。納税義務者としては、一番大きいのだらうと思いますけれども、何とかいち早く経営が改善されて、きちんと税が支払われるような、そういう体制になってほしい。今回、社長もかわられましたので、近いうちにお会いしまして、何とかこの件について、今後どう対応されるのかよく伺いながら、納税についても十分お願いしていきたいということです。

北野委員

市の骨太方針への対応と全国市長会の動きについて

財政問題の二つ目ですが、こう間伝えられている、いわゆる6月末から7月の初めにかけて閣議決定されようとしている地方財政をめぐる骨太方針です。この交付税改革について、どういう方針で臨もうとしているか、現段階で明らかになりつつありますから、まずそれを説明していただきたいというのが第1点。

二つ目は、そういうことに対して、全国市長会でこの方針について政府へ要望していることはないか、この2点についてお答えください。

（財政）財政課長

経済財政諮問会議の方では、いろいろ議論が今なされてございます。過去の状況からいきますと、経済財政諮問会議の中で、骨太の方針の素案などを議論いたしまして、最終的に閣議決定になっていくような流れになってございます。それで、現在、経済財政諮問会議の中で議論されておりますのは、よく新聞紙上とかで出ておりますのは、5月10日、竹中総務大臣が財政諮問会議の中で提出しました地方財政改革ということの資料の中で、新交付税とか、そういうものが示されております。また、経済財政諮問会議の委員でございます大阪大学の本間教授でございますが、一般委員からの意見の中でも、経済財政改革の問題が出てございまして議論されているところでございます。ある程度具体的になってございます、先ほども言いましたが、5月10日に竹中大臣が諮問会議の中で出している資料の中を若干交付税の部分についてかいつまんで説明いたしますと、新型交付税ということで、その中で一部の基準財政需要額につきまして、人口と面積で算定していきましょう。これについては、先ほども申しました諮問会議のメンバーの本間委員の方も言うてございました内容でございます。その具体的な中身については、今後、恐らく経済財政諮問会議の方で決めまして、骨太方針になった後、総務省の方で具体的な内容を検討する予定になってございますけれども、その中では3年間を通じて、今の交付税総額のうち5兆円程度を、人口と面積の方での算定に特化していこうとするようなことで、現在検討している状況でございます。

あともう一つ、不交付団体の部分につきましても、竹中大臣の諮問によりまして、人口20万以上の自治体につきましては、半分程度不交付団体にするというようなことで言うてございます。また、ちょっと変わりますけれども、

総務大臣の21世紀ビジョンですか、総務大臣の私的諮問機関として、これも今年の1月に立ち上げたその中では、もう一つ、小樽市も該当しているわけなのですけれども、10万人以上の自治体についてもある程度不交付団体を増やしていこうというのが資料の中では示されています。

それに対しまして、もう一つの御質問であります全国市長会の方の国への要望ということでございますが、まず一つは、全国市長会などで構成しております地方六団体、そちらの方につきましても、新地方分権構想検討委員会という、これも期せずして総務大臣が設けました、そちらの方も1月に立ち上げてございまして、その中で七つの提言ということで報告書をもらいまして、それを基にしまして、当然、全国市長会も入ってございます地方六団体として12年ぶりということで、意見書の提出ということでございます。その中では、地方交付税に関しましては、従前から議論されております、当然地方固有の財源であり、あくまでも地方全体で共有して使う財源ということで、地方共有税ということもうたってございまして、本来であればちょっと制度の中身を細々と申しわけありませんけれども、収支不足につきまして、これまで特例加算とか、そういうことで国は対応してきた部分につきましては、交付税率ですか、交付税の一定税率を交付税として本体の方に繰り入れるということになってございます。本来、こちらの率を変えて入れるべきなのですけれども、そういうこともなかったことから、地方六団体としては、そういう部分も含めて提言書ということで国に出してございます。

北野委員

今、財政課長が答えましたけれども、いわゆる新型交付税、国の普通交付税の総額15兆円くらいか。そのぐらいですね。そうすると、そのうちの5兆円を人口と面積の分でやる。それから、3分の1は人口と面積の部分で交付税をやる。残りは、従前どおりの借金のいわゆる交付税措置も含む、そういうものが残り3分の2でやると、こういうことになっているのです。これを平成19年度からやるというふうになるのですけれども、いわゆる人口と面積で勘案する新型交付税と言われているこの比重は、19年度からスタートして、だんだん比重を高めていくと、こうなっているのです。この辺が大変心配なのです。

そこで、これは市長にお答えいただきたいと思うのですが、市立病院調査特別委員会に出された資金計画の内訳を見ますと、いわゆる交付税、元利含めて271億円のうち、約60数億円が交付税で措置されると、こういうふうになっているわけですが、こういうのが果たしてこれから10年後以降償還していくということなのですが、この償還に当たって、64億円が見込まれるのかどうか、大変心配になってきたのです。この辺については、どういう考えでいますか。

市長

今の交付税の絡みで、経済財政諮問会議でどうなるかちょっとまだ予断を許しません。財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会では、法定率を引き下げる必要があると。一方、総務大臣の諮問機関は、昨日ですけれども、地方交付税として配分する国税の一定割合の引上げが必要だと。全く意見が違っているのです。そんな中で竹中プランというのがあって、これはいろいろ全国的にも問題になって、総務省の方にもいろいろ質問が来ているようです。その中で言われている財政課長通知といいますが、そこから来たのは地方債の自由化の問題で、必要不可欠な公共投資ができなくなることがないよう、投資的事業について国・地方の役割分担、必要な事業量の設定方法、財源措置のあり方について抜本的な見直しを図っていきますというのと、それから交付税措置が決定されているものや現行制度の下で発行された地方債についてはこれまでどおり措置すると、こういうふうな言われ方もしていますので、今、今後どうなるかというのはなかなか明言できませんけれども、こういった部分につきましては、これは相当一小樽市の場合だけではなくて、全国に共通する課題ですので、これは十分全国市長会を通しまして国に要求するものはしていきたいと、こういうふうに思います。

北野委員

市長のおっしゃるとおり、どうなるかわからないという面はあると思うのです。ただし、まもなくこの地方の交

付税を含む改革の原案というのが閣議決定されるのです。そうすると、担当の方でそれぞれ具体的な作業に入るから、どうなるかわからないと言っても、ほんのあとあと1週間くらいのうちに、閣議決定されるのではないかという心配をしているのです。

それで市長がたまたまおっしゃったように、財務省の方では地方にかなり厳しいスタンスです。一方、竹中総務大臣の方は、地方の味方ということは一応建前になっているけれども、彼の方案を見ても、地方に大変厳しい内容になっているのです。先ほど触れましたが財政課長は、人口20万以上の自治体の半分くらいを不交付団体にします。これは3年程度でやりたいというのです。長期といいますが、10年後までには、人口10万人以上の自治体の半分以上を不交付団体とするというのが、総務省の案です。自治体の味方だと言っている総務省でさえ、こういう厳しいものです。

だから、私はいわゆる新型交付税の比率を今の3分の1でスタートして、どれくらいかかるかわからないけれども、その比率をどんどん高めていって、今の交付税の制度、いわゆる財源調整機能、財源保障機能というの、これを根底から覆すような新型交付税の比率を高めると、一方ではこういうことをやられる。もう一方では、人口10万以上の自治体についても、これから10年後までに実現したいという項目で、総務省では半分の自治体に交付税をやらないと言っているのだから、どっちにしても大変な話だと思うのです。だから私はこれがストレートに全部実現していくというふうには思いません。もちろん、市長も入った地方六団体で猛烈に反対して、ちょっとストップさせたということもありますから、こういう運動を展開していくことは前提ですけれども、しかしいずれにしても、大変厳しい状況があるわけです。だから私は、先ほど10年後から市長の計画どおりいったとして、新市立病院の償還は10年後からだというけれども、そのころにはこういう厳しい条件が待ち構えているということですから、だからその辺の見極めもやらないでいくというふうにはならないだろうと考えているわけです。

新型交付税の財政再建推進プラン実施計画への影響について

ところで、この問題の最後に、今度の新型交付税を含むいわゆる閣議決定に盛り込まれようとしている、そういう内容に照らして、財政再建推進プラン実施計画、平成19年度、20年度、21年度、この3か年の実施計画にどのような影響があるというふうに財政部では見えていますか。

財政部長

あとわずかなところで今後の方針というか、一定程度示されるということで、小樽市の基幹収入の問題として、非常に大きな影響があるのかないのかというのは、だんだんわかってくるとは思うのです。この前の臨時会でも、私は、再答弁の中で、この財政再建推進プランの見直しに触れた部分がございますけれども、基本としてあくまでも今、これを平成21年度の単年度の黒字を目指してということをつくっておりますから、ですから骨格的にはこれは動かしたくはないと思っています。ですから、たまたま今回もスタートの時点で、17年度の決算見込みを20億円マイナスということで考えていたのが、それが既にもう14.5億円ということで、いろいろ御議論がございましたけれども、ここでも5.5億円の動きがあるわけですから、そういった中で、これから交付税がどういうふうになってくるかわかりませんが、簡単には動かさないという形の中で、その収支の見通しなんかはいろいろと考えている、そのときで考えてみたいというふうには思っています。

北野委員

現実的に心配しているから言うので、別なところでは2か年で交付税の総額を3兆円削減するというふうにも言われているのです。2か年間です。それから、市税については、今回は理想になっていますけれども、これは定率減税の廃止等に伴う制度改正による事実上の市民への増税です。これで市税が維持されていると、2億円くらい、これは来年までです。あと半分やられたら、2億円です。けれども、これがなくなった後、市税は落ち込んでくるのではないかというふうに思う。

それから、前段述べた交付税の国の動き、こういうのに照らして、財政部長が大枠を堅持するとは言っても、

この計画の一番のかなめになっている歳入の狂いが生じてこないのかという懸念を持つのです。この件について、平成21年度までの歳入の見込みについてお答えください。

財政部長

確かに、市税も固定資産税の3年に1回の評価替えもありますし、それから交付税についても、今、大きな制度改正もあわせて、5年に1回の国勢調査の人口によって反映されるといういろいろな要素がございます。確かにそういうおそれというか、非常に地方にとってはかなりの衝撃的なことが予想される部分はあるかもしれませんが、当面今それがまだ明確にわからない段階で、こんな中でどうするこうするとも申し上げられませんので、今後示された段階で判断していくよりしょうがないと思います。ただ、大枠は今年の場合堅持していきたいというふうには思っています。

北野委員

消防団長の任命について

次に、移します。

市長にお伺いしますけれども、消防団の団長は、消防団の推薦を受けて、市長が任命することになっていますね。これは御承知です。しかし、平成になってからないわけですから、だから市長はまだこの任命権を使ったことがない。こういうことなのですが、市長にお尋ねしたいのは、先ほどもちょっと資料要求で議論はしたのですが、消防団から推薦されてきて、市長が任命するのですけれども、消防団でどういう基準で消防団長を推薦して市長の方に名前を挙げてくるか、これについてどんな決まりがあるか、承知していますか。

市長

消防団の推薦ですから、どういうルールで推薦されて来ているのか、ちょっと承知はしておりません。

北野委員

ルールがなく、どんな基準でだれが選ばれてくるかわからないで、市長は選ばれたのをそのまま任命するのが。

市長

要するに、消防団としての推薦ですから。一個人の推薦ではなくて、小樽市の消防団の推薦ですから、それはやはり尊重してあげないと思います。

北野委員

そこで、資料要求のときに若干議論したことに戻しますけれども、消防本部に聞きますけれども、団長に推薦する基準はないということでした。退任の基準もない。それで、分団長の集まりで団長を推薦するという話なのですが、それとて不確かです。そういう話だというのが、調べたけれども、そんな証拠なんかないのですから。だから、消防本部として、消防団も担当されているわけですから、小樽市消防団の団長の推薦の基準を公明正大にして、市民にわかりやすいと、もちろん団ですから、消防団の中身の問題ですけれども、ちゃんと公明正大にして、市長がどういう基準で任命するかということを明らかにする段階に来ているのでないかというふうに思うのですけれども、いかがですか。

（消防）村岡主幹

委員が御指摘の事項につきましては、消防本部、消防団当局と協議をいたしまして、今後、消防団長の選出につきましては、公明正大な選出に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

北野委員

それで、推薦基準もわからないと。ないのだから。退任の基準もないのです。市長は、さっきいなかったから、どういう形で前任者が退任になったかといったら、死亡したから。ちょっとそれはひどい話だと思う。それで伺いますが、市長から任命された消防団長は、具体的に、日常的にどういう仕事をされていますか。

（消防）村岡主幹

小樽市消防団全体の指揮監督、18分団全体の指揮監督、それから消防本部との協議等でございます。

北野委員

いや、そんなことはわかっている話なのです。法令で、条例・規則で消防団長は何をするかというのが具体的に定められているのです。そのことを聞いているのです。

消防本部長

消防組織法の第15条の3に、消防団長の職務について書かれてございます。消防組織法に基づきまして、消防団の事務の統括及び所属の消防団員の指揮監督、それから消防団員の任命、市町村長の処理すべき各種事務、その他消防法に基づくもの、そういったものが消防団長の義務として定められております。

北野委員

だから、お亡くなりになるまで消防団長を務めていたと、生涯ね。そうすると、最後病院で亡くなられたのかどうかかわらないけれども、結局この任務はできないから、副団長が事故あるときは補佐すると法令でなっているわけだから、そういうことは当然やっていたと思うのだけれども、それは何かの事情がある例外的な規定であって、本来の任務ができないような状況になっても、退任のルールがないと。変だと思いませんか。

総務部に聞きますけれども、公務員で退職手当もあるし、それから出勤手当もあるし、それから年額ですけども、ちゃんと報酬が払われているのです。そういう公金が入っている組織で、推薦基準もなければ、退任のルールもないと、こんな組織はありますか。好ましいかどうかという見解を聞きたいです。

（総務）職員課長

好ましいかどうかということになりますと。

（「好ましくないでしょう」と呼ぶ者あり）

いえいえ、いや難しい。

（「あなた、はっきり言わなければだめだよ」と呼ぶ者あり）

ただ、消防団につきましては、どちらかと言いますと、非常勤の特別職ということですから、そういう意味でいきますと、議員の皆さんと同じに定年がないというのは一般的かなという。

（「いやいや、私は定年の話していいのでないよ。選出基準と退任の基準について言っているのだから」と呼ぶ者あり）

退任と言いますと、定年ということともかかわってくるかと思えますけれども、それにつきましては、非常勤の特別職ということで、今話しましたように、基準がおかしいとまでは言えないのではないかなというふうに考えております。ただ、選出の基準につきましては、どうかということになりますと、それがいいとか悪いとか、判断する根拠というのはちょっと持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

北野委員

議員を引き合いに出すのは不謹慎だよ。それは私が議員だから言うのでない、ほかの議員全部にかかわるからなのです。議員の人は、選出というのは、一番厳しい選挙という審判を受けて、当選しないと議員になれないのですから。自分でなりたいたいと思っただけでなれないのです。だれかが推薦したってなれないのです。有権者の判断を仰いで当選しなかったら議員にならないのですから、選出基準は消防団の比でないから、そのことだけ言っておきます。まことに不適切だということだけ言っておきます。だから、年齢についても、そういうことで全部有権者の審判を受けているから、議員を引き合いに出すのは正しくないから、非常勤であれば、もっと別な例を出して教えてください。

（総務）職員課長

申しわけございません。一番わかりやすい例を挙げただけなのですけれども、不謹慎だということで、大変申し

わけございません。

（「根本は取り違えているのだから指摘をしているのですよ」と呼ぶ者あり）

趣旨は、今話しましたように、定年制というのはやはり常勤といいますが、フルタイムでいる職員についてはよくわかる制度だと思うのですけれども、そうではない非常勤の特別職につきましては、やはり定年というのはなじまないかなと思いますし、繰り返しになりますけれども、その採用基準という部分になりますと、非常に我々も消防団ではないものですから、どうなのでしょう。全国的に見てどうなのかという問題もあるかとは思いますが、ちょっと今それについての判断については、持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

北野委員

わかっている方でいいですけれども、消防団条例の第 4 条第 4 号で、満 65 歳に達した場合ということで、わかりやすく言えば定年というのがちゃんと設けられているのです。これは、副分団長以上の者は適用されないというただし書がついているのです。だから、一般のそれ以下の団員の方は 65 歳と。けれども、今は人数が減っているから、65 歳を過ぎても元気な方はそのまま解職しないで、消防団員としてとどまっているというケースがあるというふうには伺っています。それで、副分団長以上の人の定年は、どこで決めているのですか。

（消防）村岡主幹

小樽市消防団員には定年の規定がなく、小樽市消防団条例第 4 条第 4 号により、団員が 65 歳に達した場合に、任命権者が解職できると定められております。従来から、これにより団員が退団することとなっております。階級により退団・退職年齢が異なることにつきましては、同じく消防団条例第 4 条第 4 号による 65 歳の解職は団員、班長、副部長、部長が対象とされており、副分団長以上の部分には適用しないと定められております。副団長、分団長、副分団長は、平成 4 年までは団員、班長、副部長、部長と同様、すべて 65 歳で退職をしておりました。しかし、平成 4 年に複数の消防団幹部の退職が予定され、従来から 65 歳で退職した場合、消防団の運営に支障を来すおそれがあったことから、従来消防団長を除き、一律 65 歳で退職をしていた団員のうち、副団長を 70 歳、分団長、副分団長を 68 歳とすることに、消防団長、副団長間で協議し、口頭の申合わせ事項として定めたものでございます。

北野委員

問題点が二つあるのですけれども、いわゆる団長以外は、副団長は 70 歳と、それ以外の方は 68 歳と。これ口頭の申合わせだ。こういうようなことがいいのかどうかという問題はあろうと思うのです、口頭なので。これはちゃんと守られているのか。これが一つ。

それから、これは平成 4 年の話合いでしょう。主幹の話によれば、団長、副団長、副団長今 3 人ですね。この話合いで、団長以外の定年は決められた。佐々木政美さんには悪いけれども、自分の入っている、自分が消防団の団長のときに、自分の定年は決めていない。これも不可解な話だと思うのです。だから、結局、従前死ぬまでやっていたから、自分も死ぬまでやるというつもりかどうかわからないけれども、私は、今度佐々木政美さんに会ったら聞いてみようと思っています。

そういう基準も何もない決め方というのは、それはやはりおかしいと思うのです。だから、任命権者である市長は、これは私が指摘するまでもなくおかしいですから、これはやはり消防団ともよく話し合っ、団員にもちゃんと公明正大、規則やなんかでうたうと。消防団の法令に準じたそういうことをきちんとすべきではないかと思うのです。市長は任命する機会が今までなかったから、こういう問題意識はなかったと思うけれども、佐々木政美さんももう 22 年も続けておられる方だから、死ぬまでやるのか、近々やめられるのか、私はわかりません。しかし、市議会議長の職を棒に振っても、消防団長を選んだ方ですから、ずっと続けるのではないかというふうに思うのです。だから、市長として、やはり選出基準、退任の基準を明確にして、それこそ体を張って、いわゆる消防団の活動に当たっておられる団員の消防団の中核に対する信頼を高める上からも、こういう近代的な組織にふさわしい決まりをつくるべきだというふうに思うのですが、市長はいかがですか。

市長

消防団長、昭和21年からもう60年たつのです。この間に5人しかいないという、これもちょっとおもしろい現象だと思います。これだけ長い期間に5人しかやっていないという。そんなことをいろいろな過去の経過があるのでしょうけれども、やはり消防団として、どういう基準で団長を推薦するのか、これはやはり私どもから、こういう基準でやれという話にはなりませんので、自主的にどういうルールで決めるのだということは、一応明確にする必要があるのかなというふうに思います。それから、退職のときも、一応65歳というのが団員にはあるわけですから、それを参考にされて、副分団長ですか、こういう方々の一定のルールもやはり必要でないのかなという感じがします。団長ともよく話し合いたいと思います。

北野委員

やはり一生懸命頑張っておられる団員の人に、消防団の中核が信頼を得ていくということが、消防団員を増やしていく前提になると思うのです。終身制だなんて言ったら、何ということになって、若い人なんて寄ってこないですよ、そんなの。だから、その辺で近代的な組織、特に税金が投入されているだけに、だれが見てもやはり、ああなるほどと思われる法令に準拠した、そういう選出基準や退任のあり方、これを明確にするようお願いをしておきたい。

なお、消防本部に再度言いますが、こういう質問をした後、必ず私の趣旨を曲げて御本人に伝わるのです。今度やったら承知しないから。私は一度えらい目に遭っているのだから。全然趣旨をゆがめて、特に消防長と次長、総務課長には厳重に言うておきますから。

公立高等学校適正配置計画について

教育委員会にお尋ねしますが、先日、平成19年度の公立高等学校適正配置計画地域別検討協議会が倶知安町で行われています。平成19年度から予定している高校教育に関する指針について説明がなされたはずですが、その基本についてかいつまんで説明してください。

（教育）学校教育課長

4月に行われました公立高等学校適正配置計画地域別検討協議会ですけれども、この概要につきましては、まず大きくは、北海道における中学校卒業者の見込みというものと、それから今後における中学校卒業者の推計表、それから公立高等学校配置の基本指針と見通しの概要、それから北海道の特色のある高校づくりということとあわせて、後志学区におけます高等学校の適正配置計画の検討資料、それから平成18年度における後志学区における間口という形の説明がなされております。

北野委員

一番土台になっているのは、要するに全道の道立高校の中で、1学年3クラス以下は、近隣の学校に統合するということでしょう。40人学級のままこれを実行するということが、最大の問題なのです。これが中心問題ではないですか。それをやるために、今、学校教育課長がいろいろ説明されたことがあるわけなのです。

それで、これは私が質問するのは、市教委の管轄ではないです。道教委の管轄ですけれども、小樽市のこれから中学校を卒業する子供たちに直接影響があるのです。今、後志は一つの学区ですから、後志の学校がなくなったらどうするか。私も先日後志を一回りして聞いてきました。そうしたら、後志では岩内高校とそれから倶知安高校、この二つ以外は全部統廃合の対象になるのですから。小樽市は幸い1学年3クラス以下というのはいないですから、対象にならないけれども、それから私学の経営にも直接連動する問題なのです。だから、全部小樽市の中学生以下の子供たちに、これからの進路にかかわって直接響く問題だから聞いているわけなのです。

それで、つい先日、学校教育課長は昨日手にしたということですが、平成19年度の配置計画の案が示されて、市教委にもその案が示されていると思うのです。それによって、後志の方は19年度どういう影響を受けるか、説明してください。

（教育）学校教育課長

昨日付けで、後志教育局から私どもの方に、高等学校の適正配置計画案というものが来てございます。それによりますと、後志では学級増という形で、岩内高校が今まで 4 学級あったのが、19 年度は 5 学級ということで、1 学級増という形で来てございます。そのほかの後志学区における高等学校の間口については、変更ございません。

北野委員

来年度は、そこが具体的に示されたということなのですが、それ以降が大問題なのです。結局、今、北後志の教育関係者の間で話し合われているのは、仁木商業高校、余市高校、古平高校、これを一本にすると。余市町か仁木町かで綱引きをやっているのです。それぞれの町の教育委員会は大変険悪な仲になっているということは、複数から伺いました。それから、南の方もそうなのです。倶知安高校は対象になっていないけれども、倶知安農業高校は 1 クラスですから、対象になるのです。倶知安高校があるから、倶知安町には要らないと、南の方は蘭越町によこせとか、いろいろな話が出ているそうですけれども、そういうふうになると、いわゆる先日の検討会議の中で示された、小樽・後志の中学校を卒業する方の今後の推移、これに照らして 40 人学級のままこれが行われた場合、郡部の方の父母のいわゆる通学費といいますが、場合によっては下宿しなければなりませんから、負担がすごく出てくるのです。こういう問題があるし、それからこれが最終的に進められていった場合に、小樽市の子供たちにどういふ影響があるというふうに教育委員会は心配されていますか。

（教育）学校教育課長

まず、4 月に行われた地域別検討協議会の中で、先ほど私が言いました資料の説明、それから今年の 2 月に道教委で素案を作成しました新しい高校教育のあり方みたいな形でその説明がされまして、その中では高校の適正間口というのは 4 から 8 間口というふうになってございますし、3 間口以下については再編整備というふうに言われてございます。

その中で、北後志も南後志も含めて、高校のそういった問題が起きて、小樽市における影響ということですが、現実的に平成 17 年度に後志が 1 学区になったわけです。その際に、私どもも 1 学区になった場合に、後志の方から小樽市の方に流入してくる子供がかなりいるのではないかとということで危ぐをいたしまして、うちの方の高校の間口については減らさないでくれということでもかなり申入れをして、その状況がわかるまで減らさないでくれという形でそれぞれ陳情などをしてございました。

ただ、17 年度の結果を見ますと、その中で従前と変わらない形で人の動きと申しましょうか、岩内町、それから倶知安町の方からかなり多くの方が来ると思ったのですけれども、それが来なかったという状況になってございます。ただ、余市町を含めた北後志の方からは、従前どおり 140 名から 150 名の生徒は小樽市に来ているという状況になってございます。ですから、それから考えますと、仮定の話ですので、私の方でもはっきり影響があるなしというのはわかりませんが、それほどないような気はいたしますけれども、それとあわせて今年の北後志の余市高校、それから古平高校、仁木商業高校の状況を見ますと、定員 200 名に対して入られた方が 107 名という形で、ほぼ半数の状況になってございます。そういったこともいろいろ考えますと、ちょっと将来のことはわかりませんが、先ほど申し上げましたように、小樽市に与える影響というのはそれほどではないのかなというふうに感じてございます。

北野委員

それは、平成 17 年度は、基本的には学校が閉校になるなんてことはないから、影響がないだけなのです、あきもあるし。だから、私はこれが仮に道教委の考えどおりに進んでいったら、小樽市にどういふ影響があるかと聞いたわけですから、今検討されていないようですからね。しかし、これは小樽市の高校の教師とか、私学の人たちが大変心配されていることなのです、直接小樽市に影響が出るということで。だから、教育委員会として、これ道教委の問題でなくて、小樽市の子供たちにかかわる問題ですから、これはぜひ分析をして、その影響がどう出るかとい

うことなども検討していただきたいということをお願いしておきます。

最後に、この問題で市長にお伺いしますけれども、こういう重大なことがあるわけですから、この次どういう議題で地域別検討協議会が開かれて、地元の意見を道教委が聴取するかわかりませんが、小樽市長としてこの検討会議に出向いてきちんと意見を述べると、担当の課長、教育委員会の課長が行って話を聞いてくるということではなくて、市長が行って発言するのは重みがありますから、ぜひ後志を激励する意味でも、この地域別検討協議会には、こういう重大なことが出ているときですから、ぜひ参加をして意見を述べるようにしていただきたい。市長の決意を聞いて終わります。

市長

私も何回かこの協議会に行っていて、話してきています。確かに、現状は大変厳しい状況なので、いかに生徒を確保するか、やはり単なる普通高校だとか、農業高校だとかというのではなくて、もうちょっとそれぞれの学校が特色を持つべきではないのか。特色を持ってたくさんよそから生徒を集めるという、そういう手法も我々は考えなければならないのではないかという、道教委もそういうことで考えてほしいということは常々話してきていますので、どういう形がいいのかわかりませんが、確かに今、委員も言われたように、各首長は心配しています。私もその話の中に入ったこともありますけれども、そういう状況もありますので、検討協議会に行って、何らかの話はしてきたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。